第３章　本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

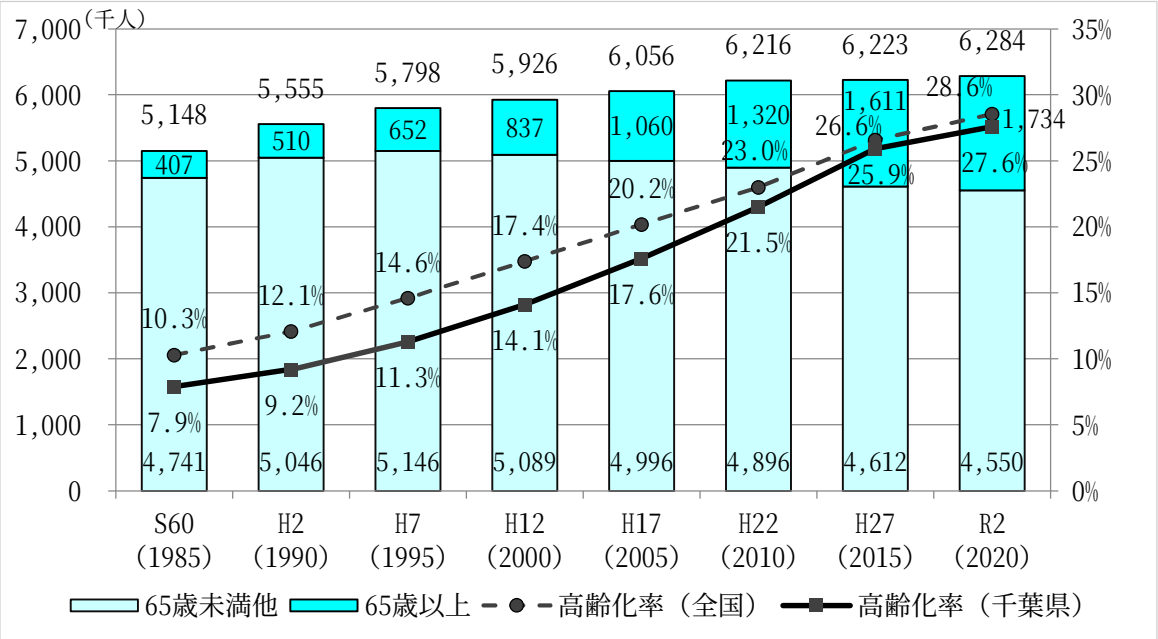
1　人口・世帯等の状況
2　支援を必要とする方々の状況
3　社会環境の変化
4　社会福祉法等の改正
5　県民の意識・活動状況
6　市町村地域福祉計画の策定状況等
7　市町村実態調査結果

１　人口・世帯等の状況

○　医学・医療の進歩や公衆衛生活動の発展、生活習慣及び社会環境の改善などにより、日本人の平均寿命は延びており、我が国では人口の高齢化が進展しています。我が国の高齢化は、少子化の進行と相まって、世界に例を見ない速さで進んでいます。

○　千葉県の令和２年（2020 年）における高齢化率は 27.6%で、全国では７番目に低い水準となっていますが、近年は全国平均（28.6%）との差が徐々に縮まっています（図１）。

（図１）人口の推移・高齢化の進展（千葉県）



資料：総務省「国勢調査」

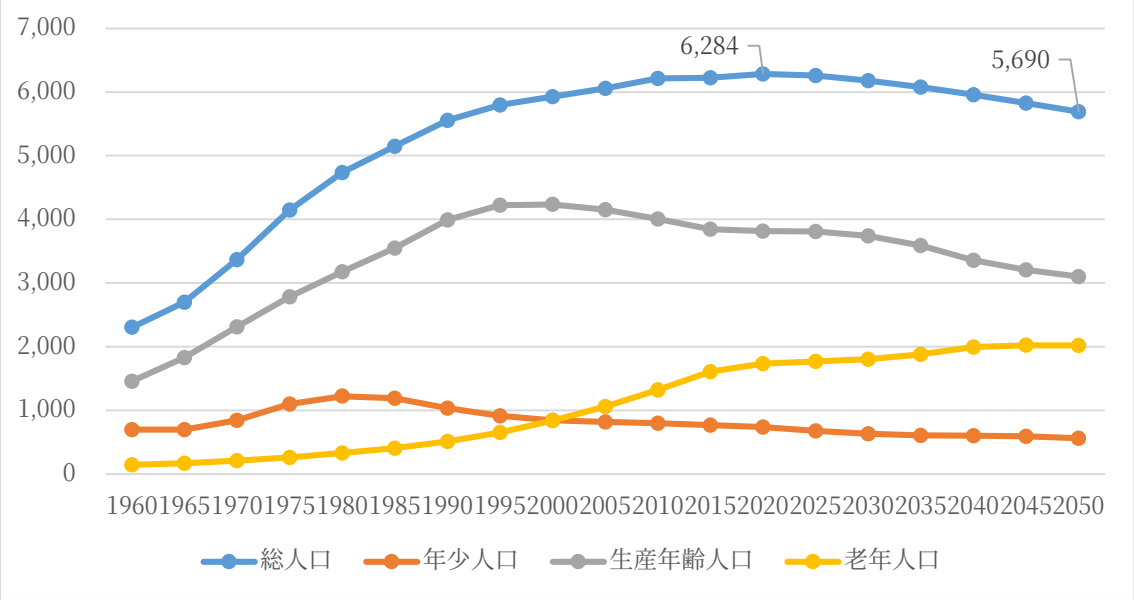
（１）将来人口推計

○　我が国では人口減少社会が進展しており、千葉県においても、平成 23 年（2011 年）に出生数を死亡数が上回る自然減となりました。また、令和 3 年（2021 年）には、自然減による人口減少が社会増による人口増加を上回り、総人口が減少に転じました。

○　令和 2 年（2020 年）に約 628 万人であった本県の人口は、令和 32 年（2050 年）には約 569 万人になると推計されています。

○　団塊の世代が全て後期高齢者（75 歳以上）となる令和 7 年（2025 年）には、約 3.5 人に 1 人が高齢者となる見込みです。総人口が減少する中にあっても、高齢者人口（65 歳以上）は令和 27 年（2045 年）頃まで増加を続け、高齢化率はその後も上昇すると見込まれています（図２）。

（図２）総人口及び年齢３区分人口の推移（千葉県）



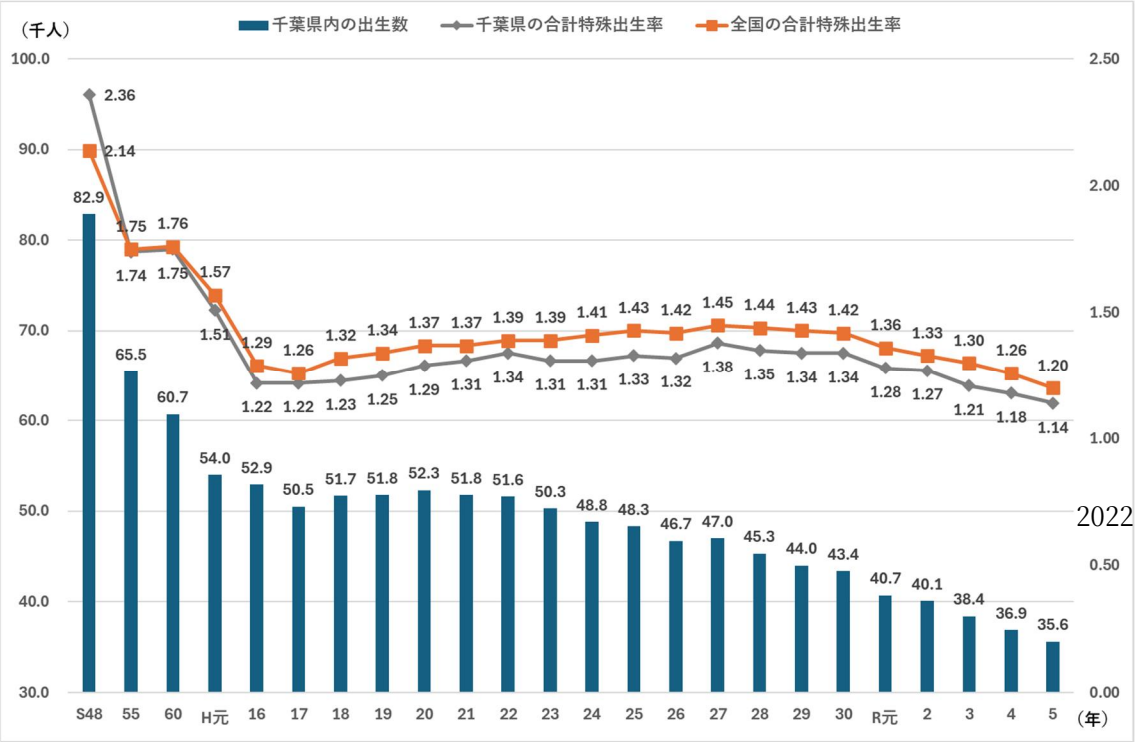
資料：昭和 35 年（1960 年）～令和 2 年（2020 年）は総務省「国勢調査」、
令和 3 年（2021 年）以降は国立社会保障・人口問題研究所 令和 5(2023)年推計

（２）出生数及び合計特殊出生率の推移

○　本県の出生数は、第二次ベビーブームのさなかの昭和 48 年（1973 年）の 8 万 2,960 人をピークに減少傾向が続き、令和 5 年（2023 年）には 3 万 5,658 人となっています。

合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生むこどもの数の推計値）は、昭和 51 年（1976 年）に 2.0 を下回り、昭和 60 年（1985 年）以降は全国平均を下回っており、令和 5 年（2023 年）は 1.14（全国 1.20）となっています。（図３）

（図３）出生数・合計特殊出生率推移（全国・県）



資料：厚生労働省　令和５年度「人口動態統計」

２　支援を必要とする方々の状況

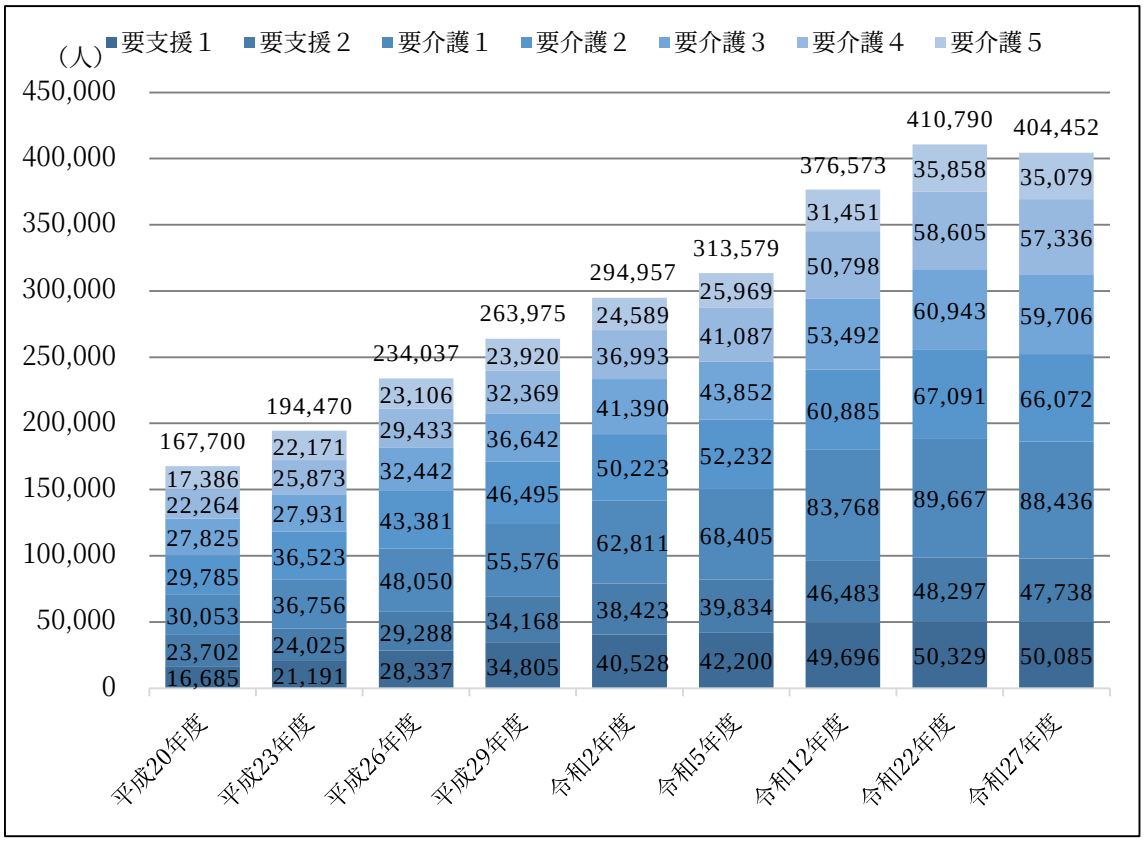
（１）高齢者の状況

○　急速な高齢化に伴い、介護を必要とする高齢者や認知症高齢者のさらなる増加が見込まれています。

○　本県における要介護等認定者数は、令和 2 年度（2020 年度）には約 29 万 5 千人でしたが、令和 22 年度（2040 年度）には約 41 万 1 千人に増加する見込みです。

○　このうち、要介護４～５のいわゆる重度者は、令和 2 年度（2020 年度）には約 6 万 2 千人でしたが、令和 22 年度（2040 年度）には約 9 万 4 千人に増加する見込みです。（図４）

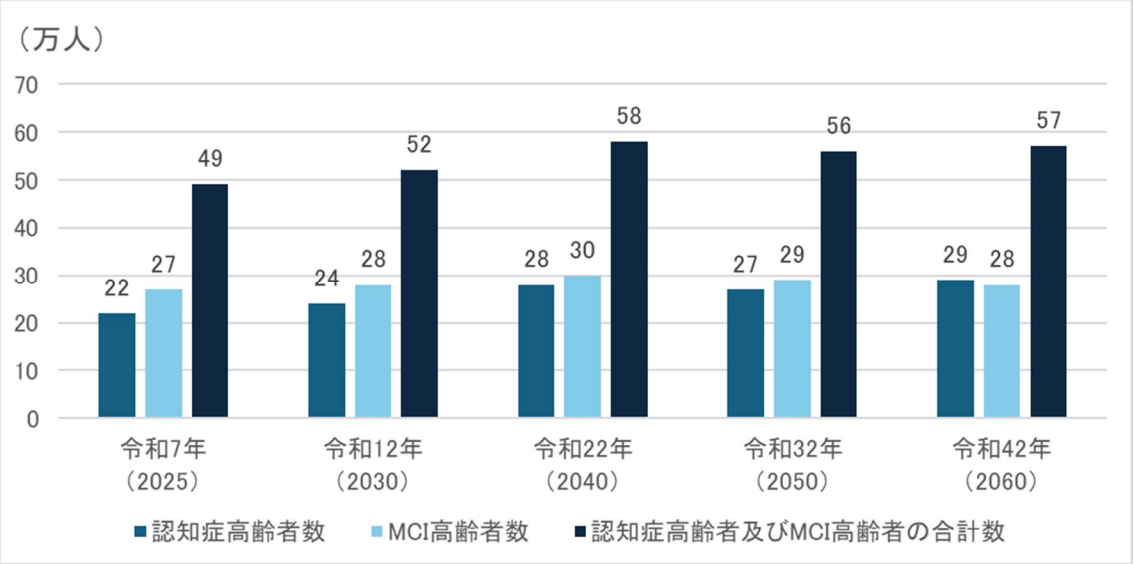
（図４）要介護等認定者数の状況と将来推計（千葉県）　　（単位：人）



資料：平成 20 年度（2008 年度）～令和 2 年度（2020 年度）は介護保険事業状況報告（年報）による。
令和 5 年度（2023 年度）は市町村の見込値の合計による。
令和 12 年度（2030 年度）、令和 22 年度（2040 年度）、令和 27 年度（2045 年度）は市町村の推計値の合計による

○　また、急速な高齢化の進展に伴い、本県における認知症高齢者及び軽度認知障害（ＭＣＩ）高齢者数は、令和７年（2025 年）の約 49 万人から、令和 22 年（2040 年）には約 58 万人に増加すると推計されています。（図５）

（図５）認知症高齢者及び軽度認知障害（ＭＣＩ）の将来推計（千葉県）



※　令和７年（2025 年）の人口は、千葉県年齢別・町丁字別人口（令和７年度）による実績値により作成。
※　令和 12 年（2030 年）以降の人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023 年推計）」による推計値

「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（令和５年度老人保健事業推進費等補助金 九州大学 二宮利治教授）による認知症及び軽度認知障害（ＭＣＩ）有病率に本県の高齢者数を乗じて推計。

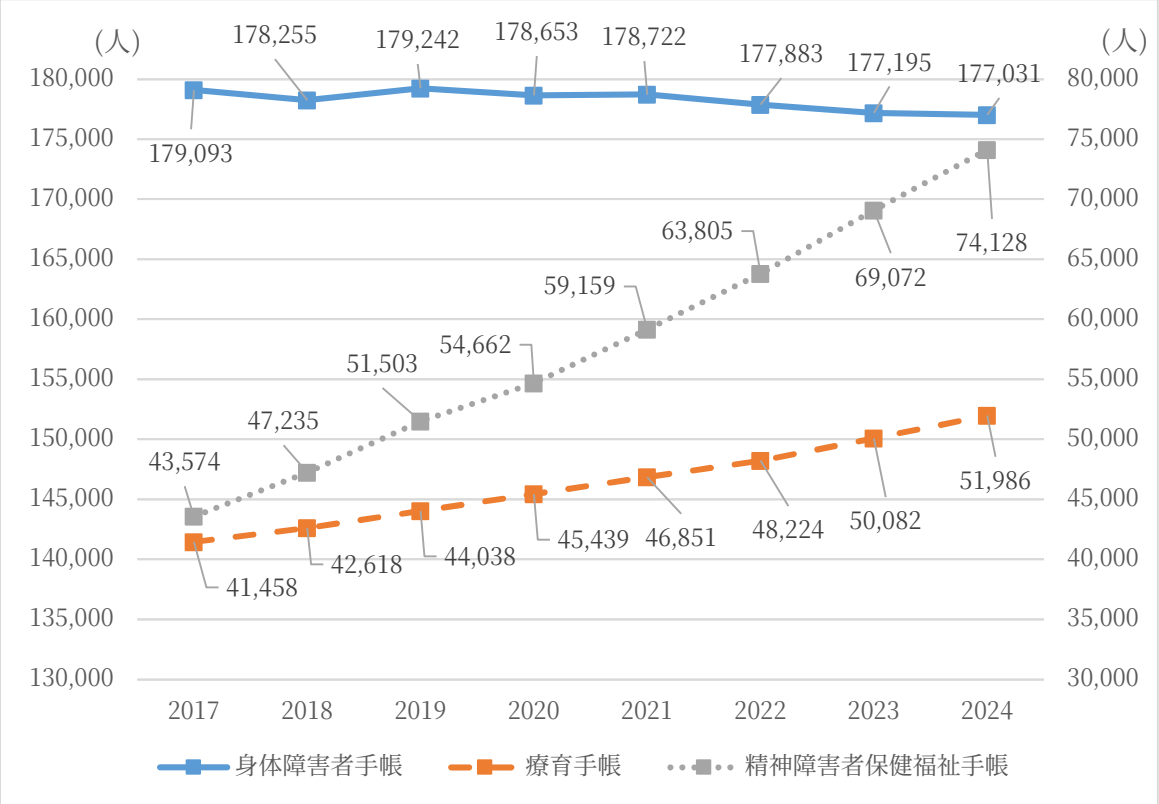
（２）障害のある人の状況（手帳の所持者数）

○　身体障害者手帳を持つ人は、令和6年度（2024年度）末時点で177,031人です。平成30年度（2018年度）末と比較して、全体で0.7%の減少となっており、近年では、ほぼ横ばいの傾向となっています。

○　療育※手帳を持つ知的障害のある人は、令和6年度（2024年度）末時点で51,986人です。平成30年度（2018年度）末と比較して、全体で22.0%増加しています。

○　精神障害者保健福祉手帳を持つ人は、令和6年度（2024年度）末時点で74,128人です。平成30年度（2018年度）末と比較して、全体で56.9%増加しています。（図６）

（図６）障害のある人の手帳所持者数の推移（千葉県）



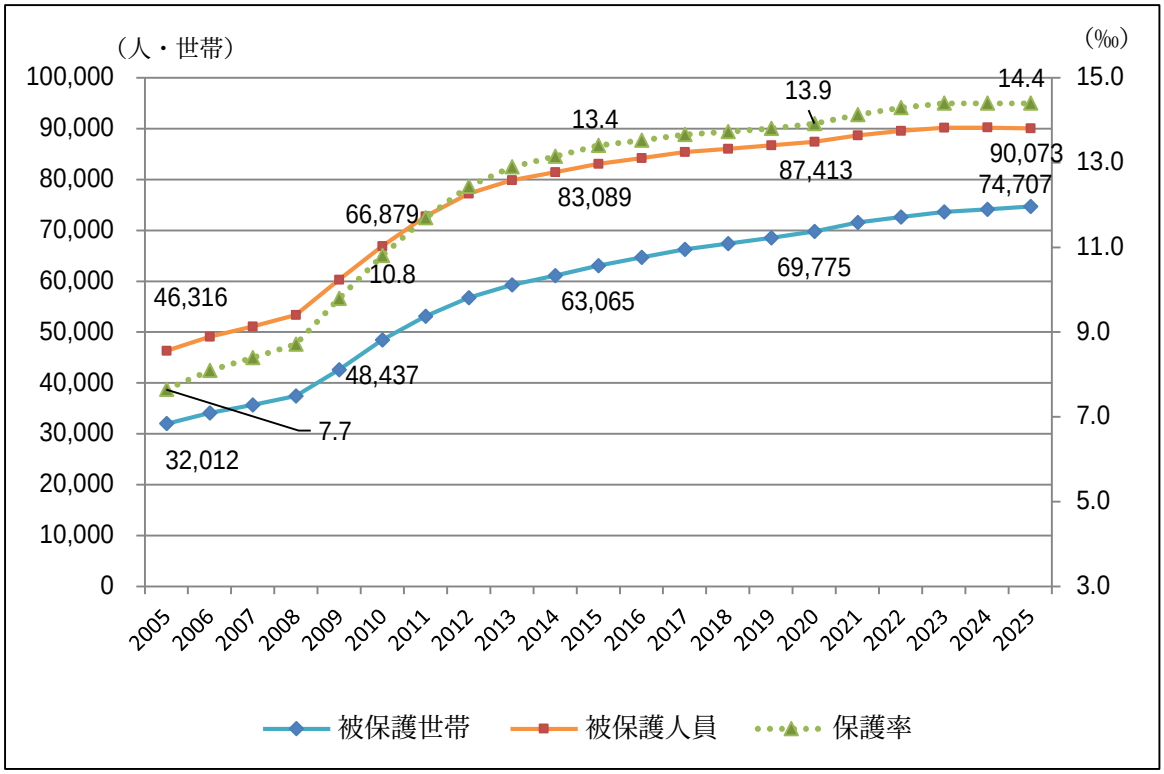
資料：千葉県障害者福祉推進課調べ

（３）生活困窮者等の状況

ア　生活保護の状況

○　社会経済の構造的な変化等により、生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層が増加しています。令和７年（2025 年）時点の千葉県の被保護世帯は 74,707 世帯、被保護人員は 90,073 人となり、10 年前の平成 27 年（2015 年）の 63,065 世帯・83,089 人に比べ、増加しています。（図７）

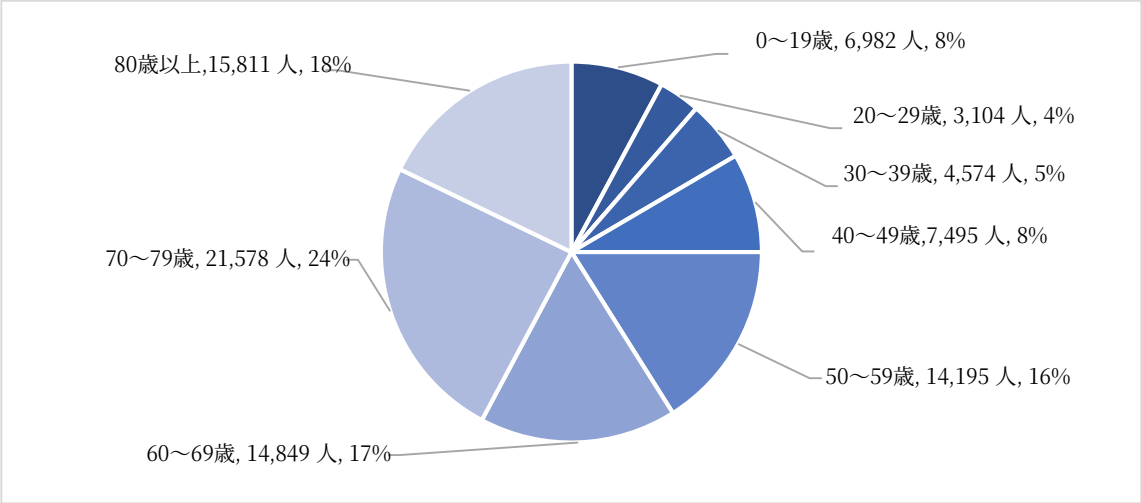
（図７）被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移（千葉県）



資料：厚生労働省「被保護者調査」（各年度１か月平均）。保護率を算定する人口は、千葉県毎月常住人口調査による（毎年４月１日）。

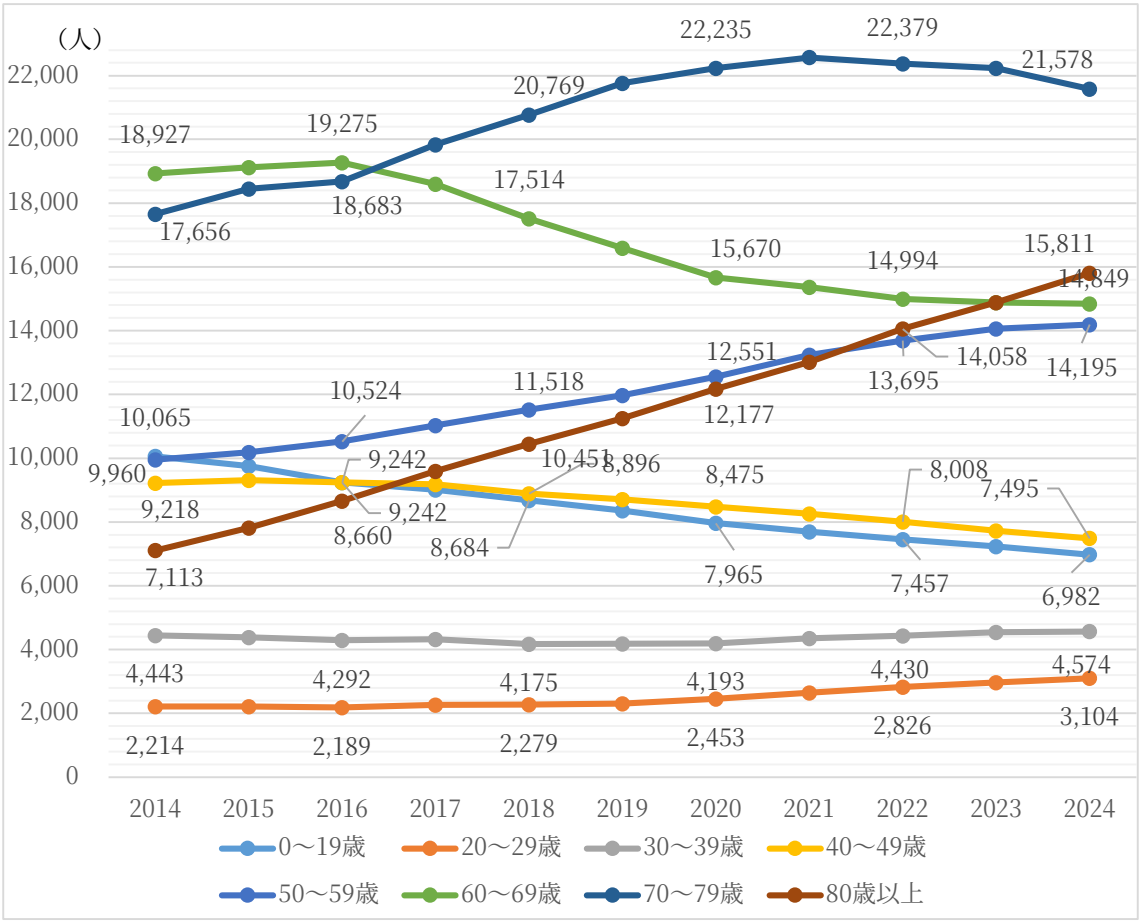
○　令和 6 年度（2024 年度）の本県の年齢別被保護人員は、60～69 歳が 14,849 人（構成割合 17%）、70～79 歳が 21,578 人（24%）、80 歳以上が 15,811 人（18%）と 60 歳以上の人が約６割を占めています。また、その伸びも近年大きくなっており、平成 26 年度（2014 年度）と令和 6 年度（2024 年度）を比較すると、70 歳から 79 歳では約 1.1 倍に、80 歳以上では約 2.2 倍に増えています。（図８、９）

（図８）令和６年度（2024 年度）年齢階層別被保護人員（千葉県）



資料：厚生労働省「被保護者調査」

（図９）年齢階層別被保護人員の年次推移（千葉県）



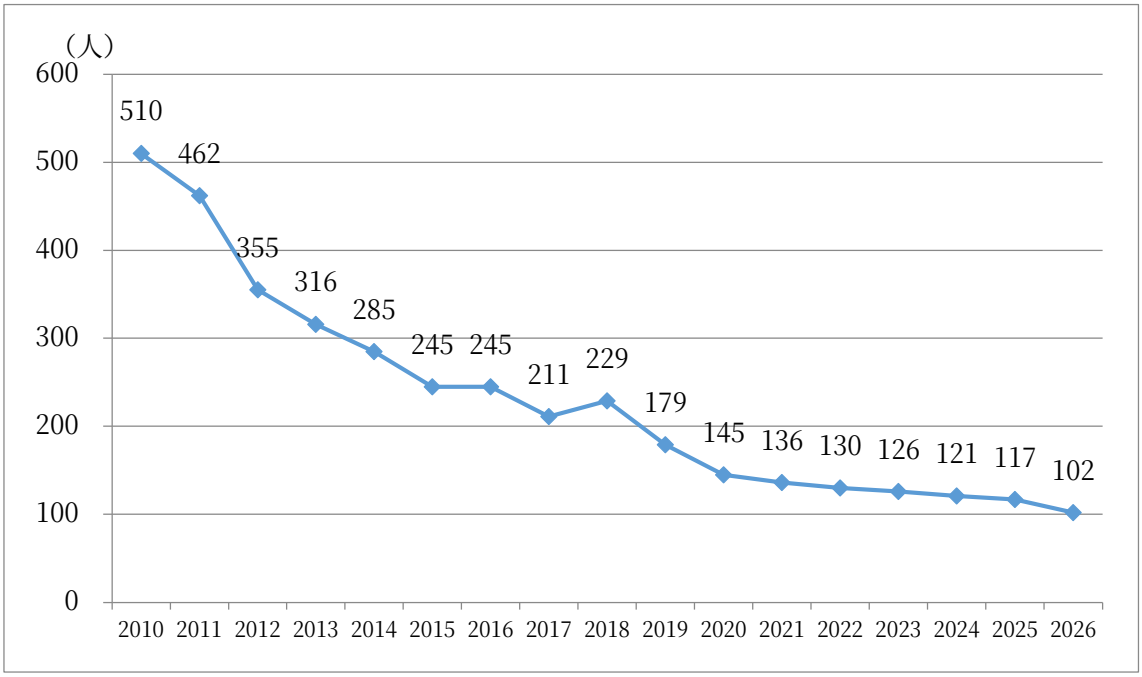
資料：厚生労働省「被保護者調査」

イ　ホームレスの状況

○　ホームレスについては、本県は近年減少傾向にあります。令和 8 年（2026 年）では 102 人となり、平成 22 年（2010 年）の 510 人の 2 割まで減少しています。（図１０）

○　一方で、厚生労働省の「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）結果」によると、ホームレスの「高齢化」「野宿期間の長期化」の割合は増加しています。また、70 歳以上の高齢者の割合は平成 28 年（2016 年）調査と比較して令和 3 年（2021 年）調査では約 15%増加し、10 年以上路上生活をしている人の割合も約 5%増加しています。

（図１０）ホームレスの実態に関する全国調査結果（千葉県）

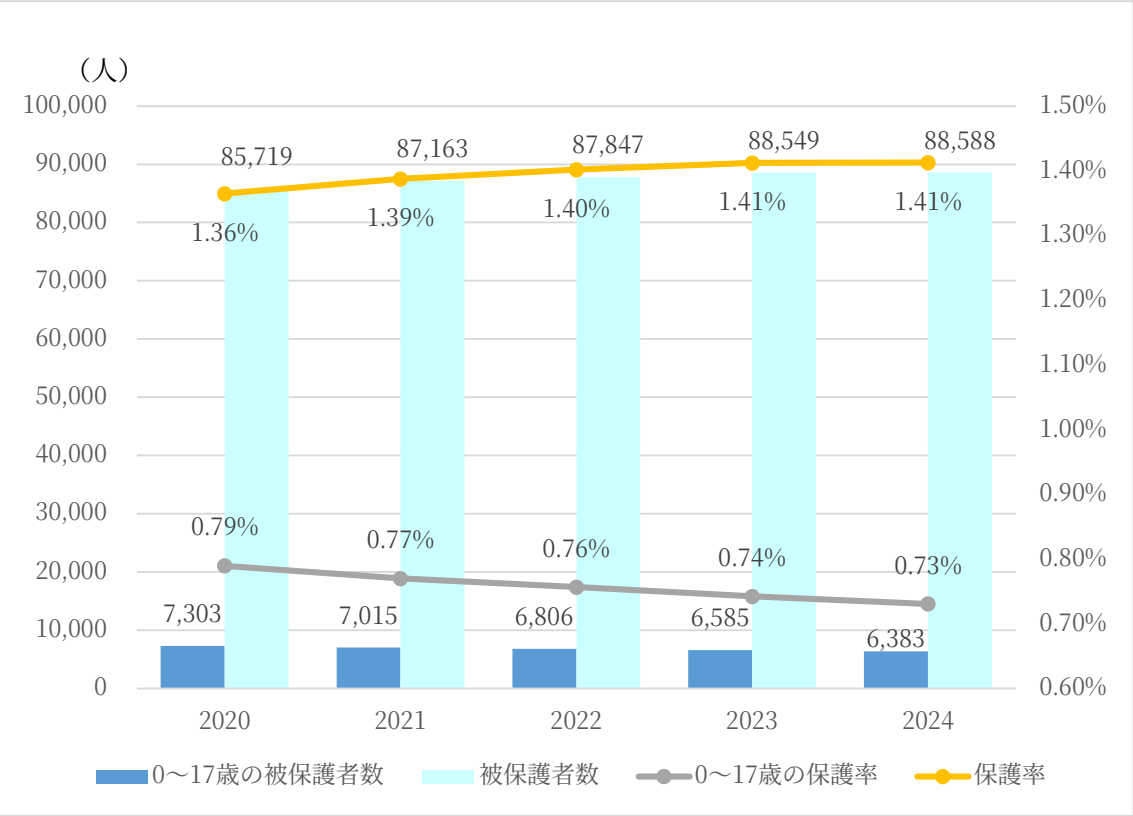


資料：厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果」

ウ　こどもの貧困の状況

○　生活保護受給者のうち 17 歳以下のこどもの数は、本県では令和 6 年（2024 年）で 6,383 人となっており、保護率は 0.73%となっています。令和 2 年（2020 年）と比較して、生活保護の被保護者数が増加している中で、こどもの受給者は減少傾向にあります。（図１１）

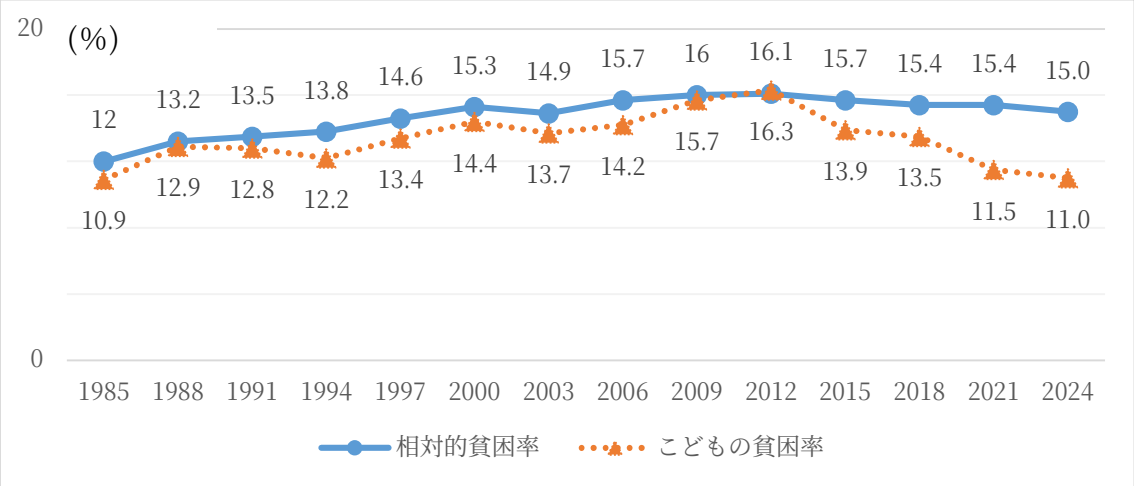
（図１１）生活保護を受給している全体の人数とこどもの人数（千葉県）



資料：被保護者調査（年次調査・各年 7 月末日現在）。人口は千葉県毎月常住人口調査による（毎年 4 月 1 日）。

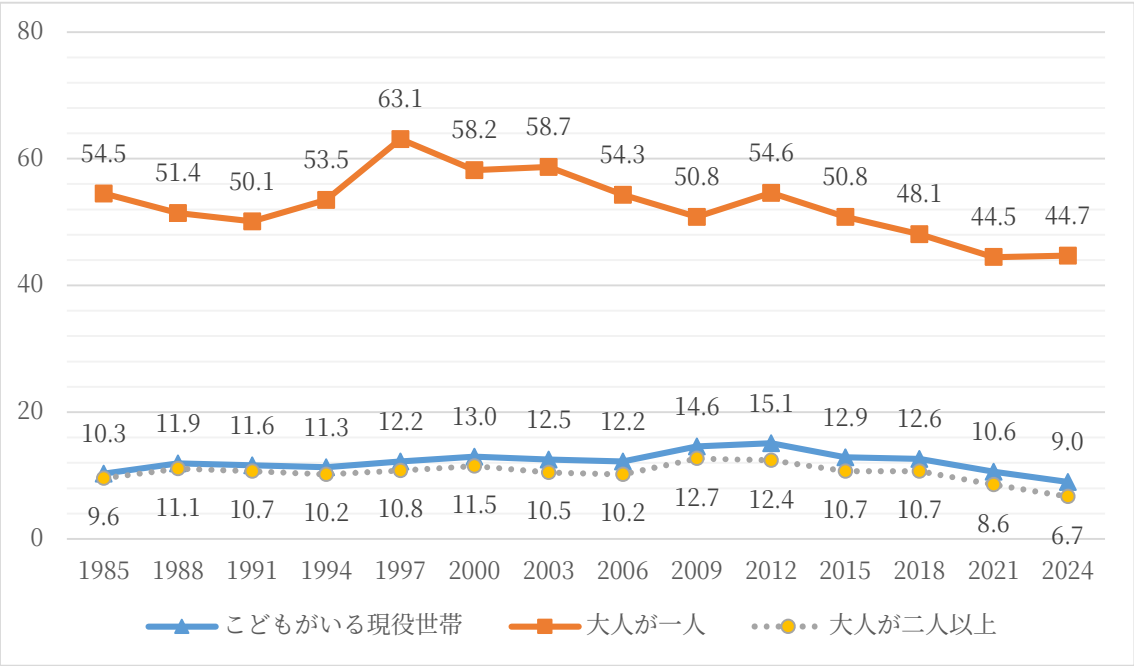
○　令和６年(2024 年)の全国のこどもの貧困率は 11.0%となっています。また、こどものいる現役世帯の貧困率では、大人が一人の世帯の貧困率が 44.7%と高くなっており、大人が二人以上の世帯が 6.7%に比べ、大幅に高くなっています。（図１２、図１３）

（図１２）こどもの相対的貧困率の推移（全国）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

（図１３）こどもがいる現役世帯の貧困率の推移（全国）

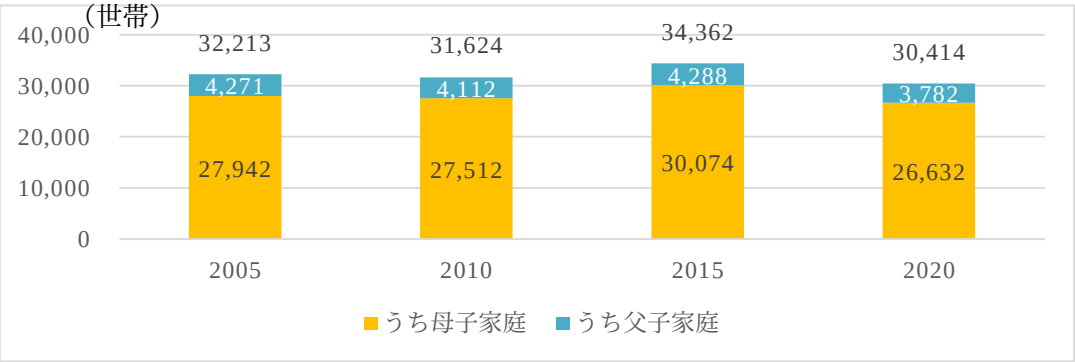


資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」
（注）：大人とは 18 歳以上の者、こどもとは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。

エ　ひとり親の状況

○　本県のひとり親世帯数は、平成 17 年（2005 年）の 32,213 世帯から、平成 27 年（2015 年）に 34,362 世帯と増加しましたが、令和 2 年（2020 年）には 30,414 世帯に減少しています。（図１４）

（図１４）ひとり親と未婚の子のみの世帯数の推移（千葉県）

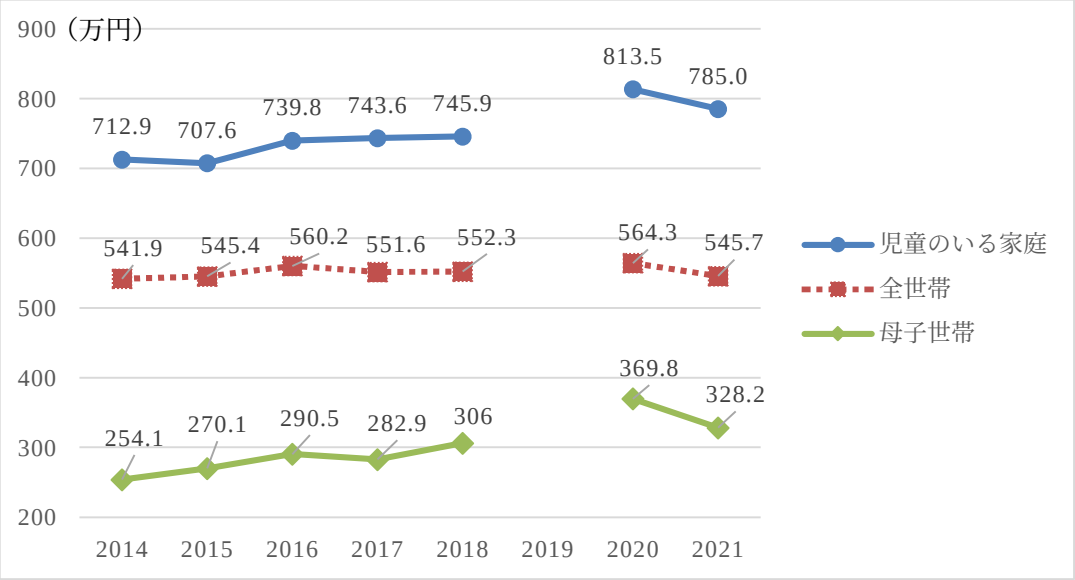


資料：総務省「国勢調査」

（注）：ひとり親世帯とは、未婚、死別又は離別の親と、その未婚の 20 歳未満のこどものみからなる一般世帯をいう。

○　全国の母子世帯の平均年間所得をみると、児童のいる世帯とは大きな差があり、全世帯と比べても低くなっています。（図１５）

（図１５）全国の世帯当たりの平均年間所得の推移



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

（注）：令和 2 年（2020 年）は、調査（令和元年（2019 年）の所得）が実施されていない。

（４）ヤングケアラーの状況

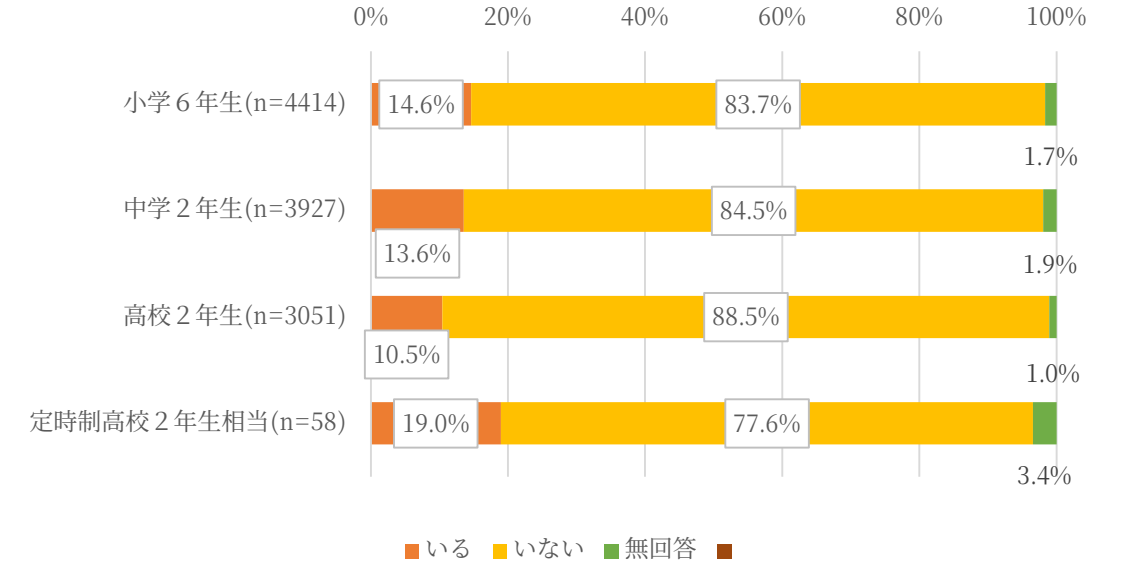
○　ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることものことです。年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、本当なら享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛ない時間など、これらの「こどもとしての時間」と引き換えに、家事や家族の世話をしていることがあります。

○　本県が令和４年度（2022 年度）に実施した「ヤングケアラー県内実態調査」によると、お世話をしている人が「いる」と回答したのは、小学６年生が 14.6%、中学２年生が 13.6%、高校２年生が 10.5%、定時制高校２年生相当が 19.0%でした。（図１６）

○　一方、お世話をしている人が「いる」と回答したうち、「お世話について誰かに相談した経験がある」と回答したのは、小学６年生が 8.2%、中学２年生が 6.8%、高校２年生が 9.1%にとどまりました。（図１７）

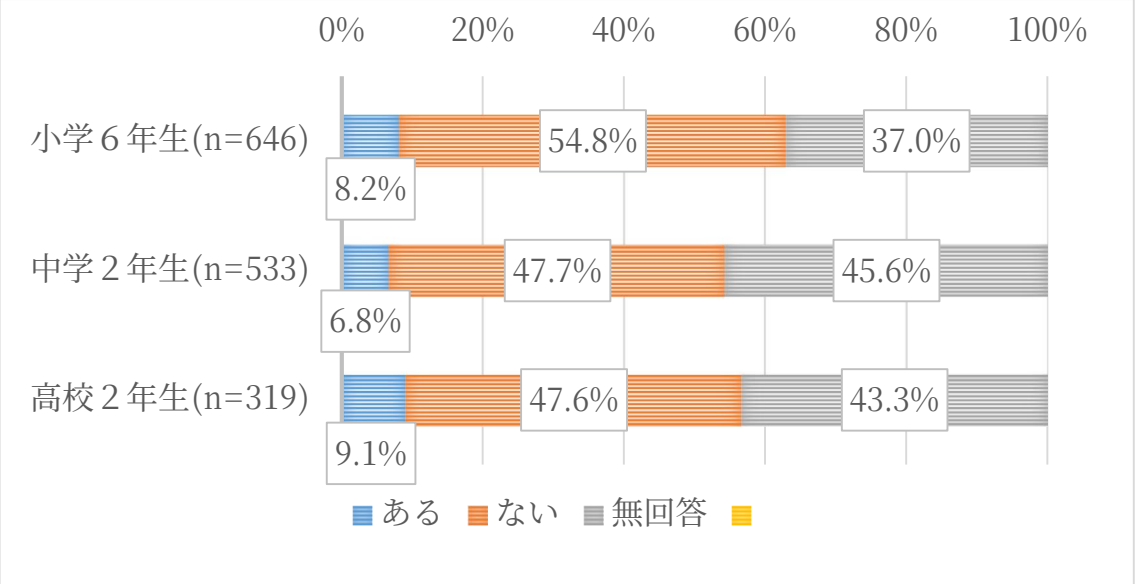
○　お世話にかけている時間(平日)の平均値は、小学６年生が 2.7 時間、中学２年生が 2.3 時間、高校２年生が 2.5 時間でした。（図１８）

（図１６）お世話をしている人の有無



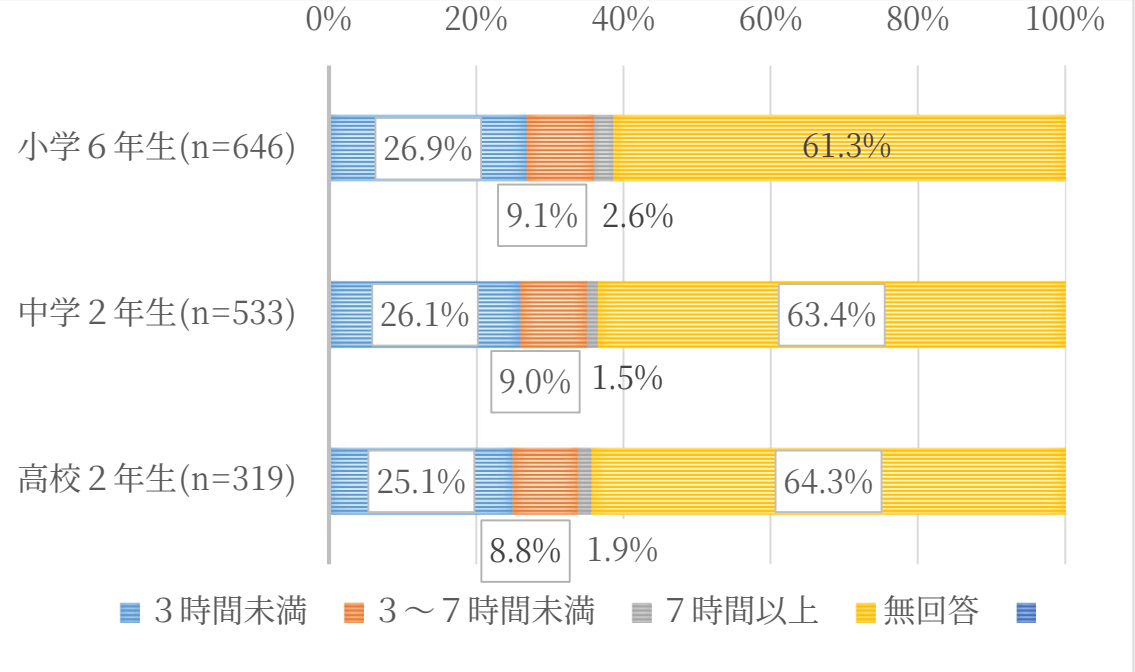
資料：千葉県児童家庭課調べ

（図１７）相談した経験の有無



資料：千葉県児童家庭課調べ

（図１８）お世話にかけている時間（平日）



資料：千葉県児童家庭課調べ

（５）ひきこもりの状態にある人の状況

○　内閣府が令和 4 年度（2022 年度）に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によると、ひきこもり状態にある人の割合は、満 15 歳から満 39 歳までの人で 2.05%、満 40 歳から満 64 歳までの人で 2.02%となっており、全国では約 146 万人と推計されています（表１）。

（表１）ひきこもりに関する状況等（全国）

		該当者数	有効回収数に占める割合	
普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	15 歳～39 歳対象調査	67 人	0.95%	準ひきこもり
	40歳～69歳対象調査 （参考：うち 40～64 歳）	64 人 (30 人)	1.23% （0.70%）	準ひきこもり
普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	15 歳～39 歳対象調査	52 人	0.74%	狭義のひきこもり
	40歳～69歳対象調査 （参考：うち 40～64 歳）	81 人 (50 人)	1.55% （1.17%）	狭義のひきこもり
自室からは出るが、家からは出ない	15 歳～39 歳対象調査	21 人	0.30%	狭義のひきこもり
	40歳～69歳対象調査 （参考：うち 40～64 歳）	4 人 (3 人)	0.08% （0.07%）	狭義のひきこもり
自室からほとんど出ない	15 歳～39 歳対象調査	4 人	0.06%	狭義のひきこもり
	40歳～69歳対象調査 （参考：うち 40～64 歳）	6 人 (3 人)	0.12% （0.07%）	狭義のひきこもり

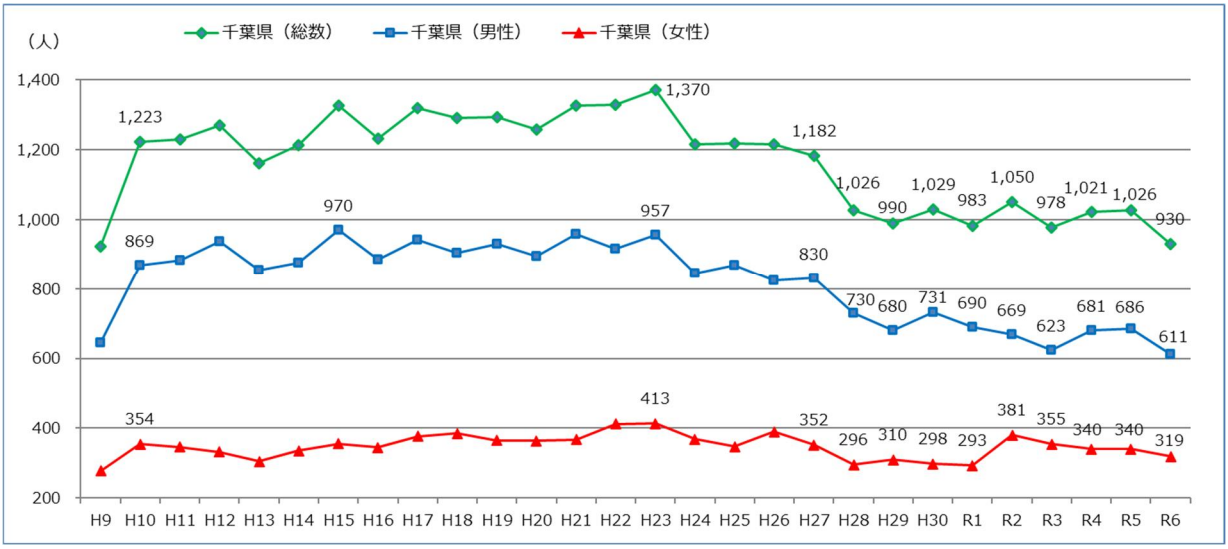
広義のひきこもり

資料：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査（令和 4 年度）」

（６）自殺者の状況

○　本県の自殺者数の総数は、平成 9 年（1997 年）から平成 10 年（1998 年）にかけて急増し、平成 23 年（2011 年）に過去最多の 1,370 人となった後、平成 24 年（2012 年）以降は減少傾向となりました。直近の 5 年間では、総数は 1,000 人前後を推移しています。男女別に見ると、男性は令和 4 年（2022 年）、令和 5 年（2023 年）に増加した後、令和 6 年（2024 年）には再び減少しました。女性は令和 2 年（2020 年）以降、減少傾向が続いています。（図１９）

（図１９）自殺者数の推移（千葉県）



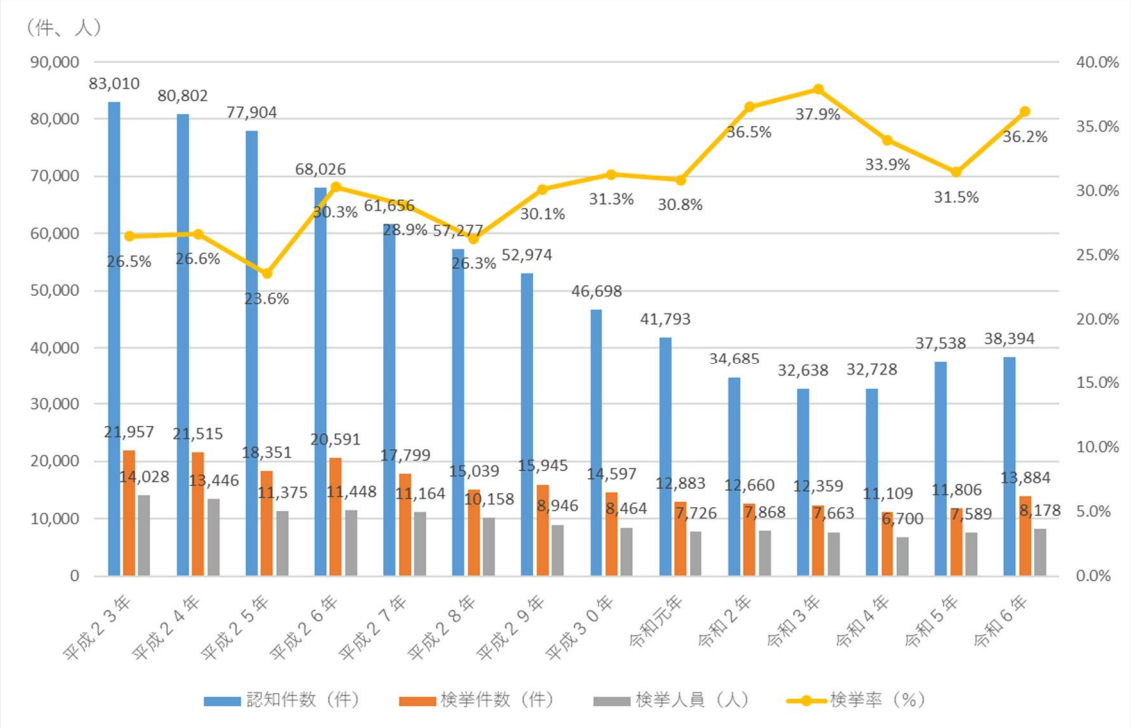
資料：厚生労働省「人口動態統計」

（７）更生の支援が必要な人の状況

ア　刑法犯の認知件数、検挙件数・人員

○　本県の刑法犯認知件数は令和３年（2021 年）までは年々減少していましたが、令和４年（2022 年）に増加に転じ、令和６年（2024 年）は 38,394 件となっています。また、令和６年（2024 年）の千葉県警察における検挙件数は 13,884 件で、検挙人員は 8,178 人となっています。（図２０）

（図２０）刑法犯の認知件数、検挙件数・人員（千葉県）

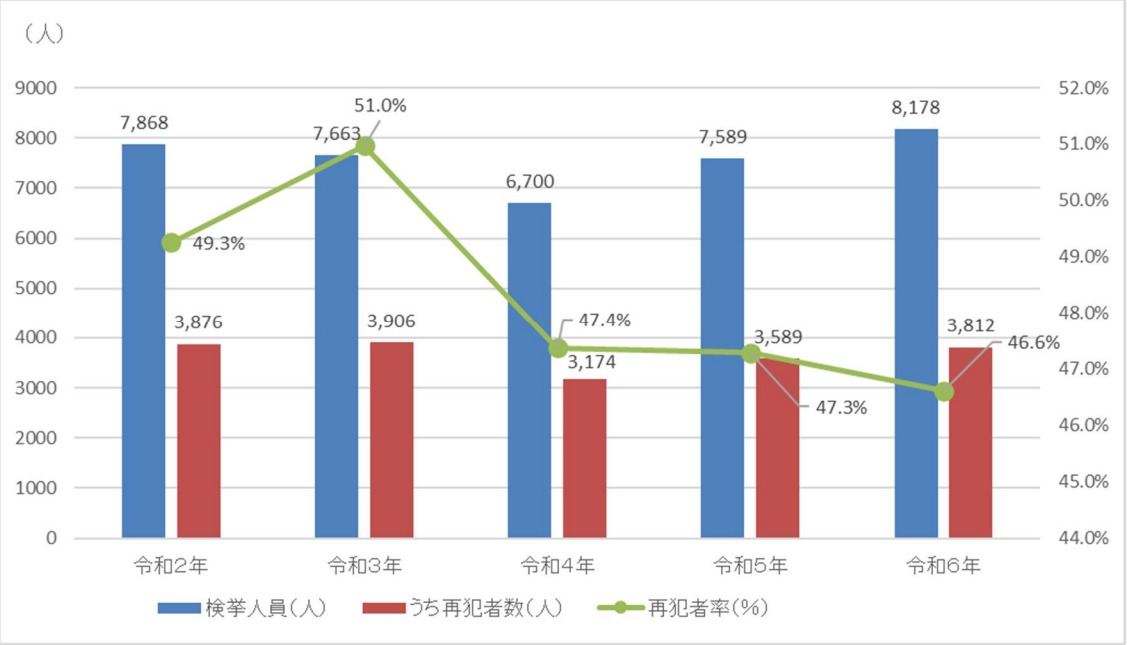


資料：千葉県警察公表データ

イ　刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率

○　県内の検挙人員のうち再犯者の割合（再犯者率）は 5 割弱でやや減少傾向にあるものの、再犯者数は　令和 5 年（2023 年）及び令和 6 年（2024 年）と 2 年連続して増加しています。（図２１）

（図２１）刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率（千葉県）



資料：法務省提供データ

（８）児童、高齢者、障害者等への虐待の状況

ア　児童虐待の状況

○　県内の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、平成 27 年度（2015 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 10 年間で約 1.8 倍に増加し、令和 6 年度（2024 年度）は、12,063 件となっています。また、市町村における相談対応件数をみても増加しており、令和 6 年度（2024 年度）には 12,856 件となっています。（図２２）

（図２２）児童虐待の相談対応件数の推移（千葉県）

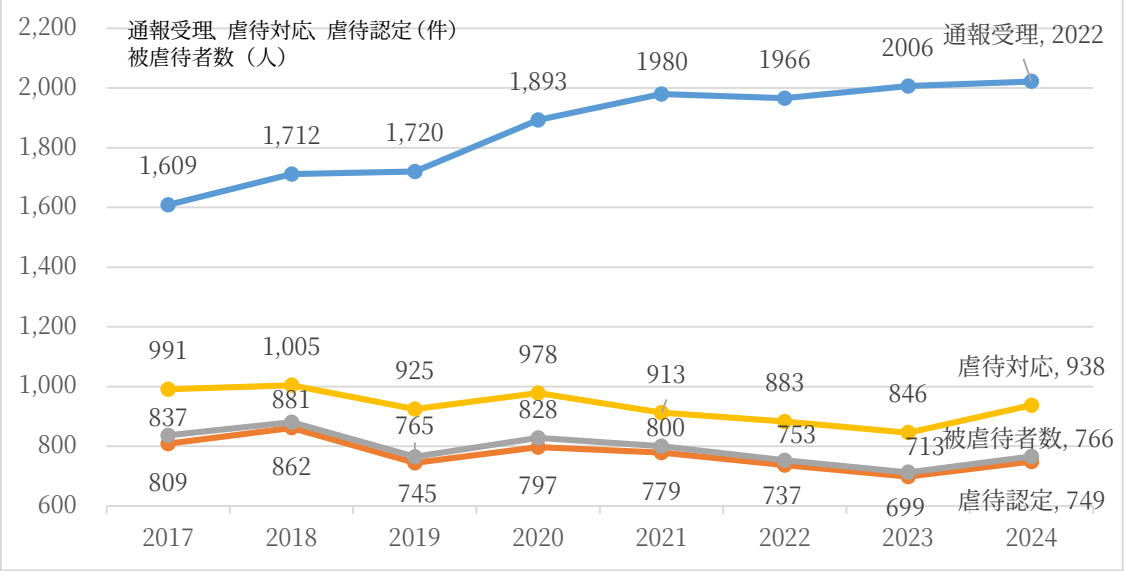


資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

イ　高齢者虐待の状況

○　県内市町村で受け付けた養護者による（家庭における）高齢者虐待に関する相談・通報等件数は令和 6 年度（2024 年度）には 2,022 件で、そのうち、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例は 749 件でした。身体的虐待、介護放棄、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待など、様々な類型の高齢者虐待が確認されています。（図２３）

（図２３）高齢者虐待の対応状況（千葉県）

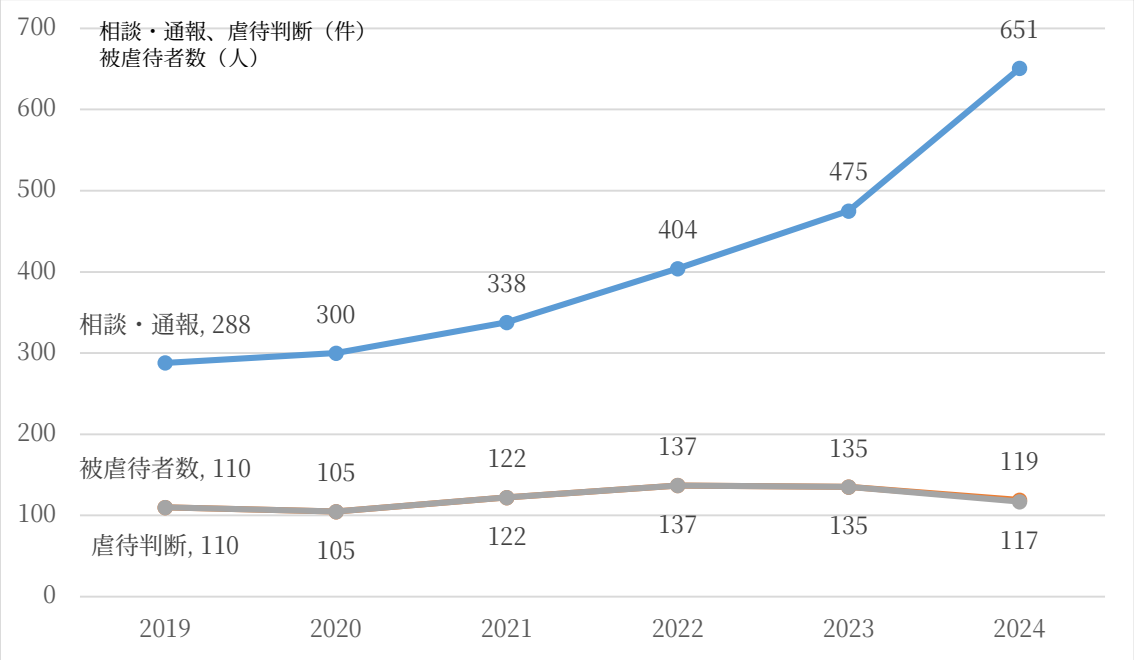


資料：千葉県高齢者福祉課「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査」

ウ　障害者虐待の状況

○　県及び市町村で受け付けた養護者による（家庭における）障害者虐待に関する相談・通報等件数は 651 件（令和 6 年度（2024 年度））で、そのうち、虐待を受けた又は受けたと思われると判断された事例は 117 件でした。障害の種別では、知的障害、精神障害のある人への事例が多くなっています。（図２４）

（図２４）障害者虐待の対応状況（千葉県）

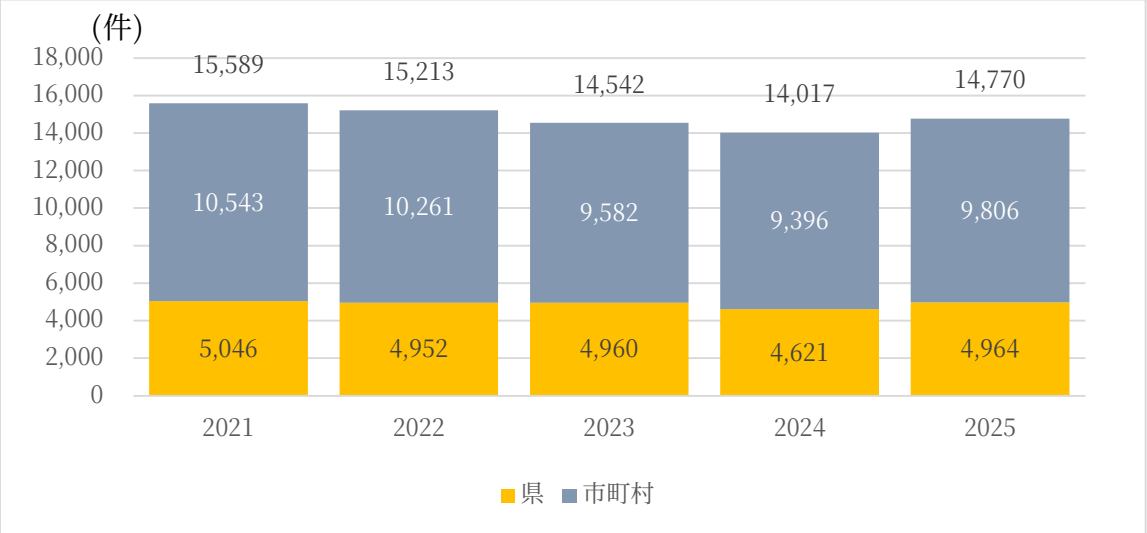


資料：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」

エ　ＤＶの状況

○　配偶者や恋人など、親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力を「ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）」といいます。ＤＶは人権侵害です。配偶者暴力相談支援センターや市町村に寄せられた相談件数は、令和７年度（2025 年度）は県 4,964 件、市町村 9,806 件でした。（図２５）

（図２５）ＤＶ相談件数の推移（千葉県）



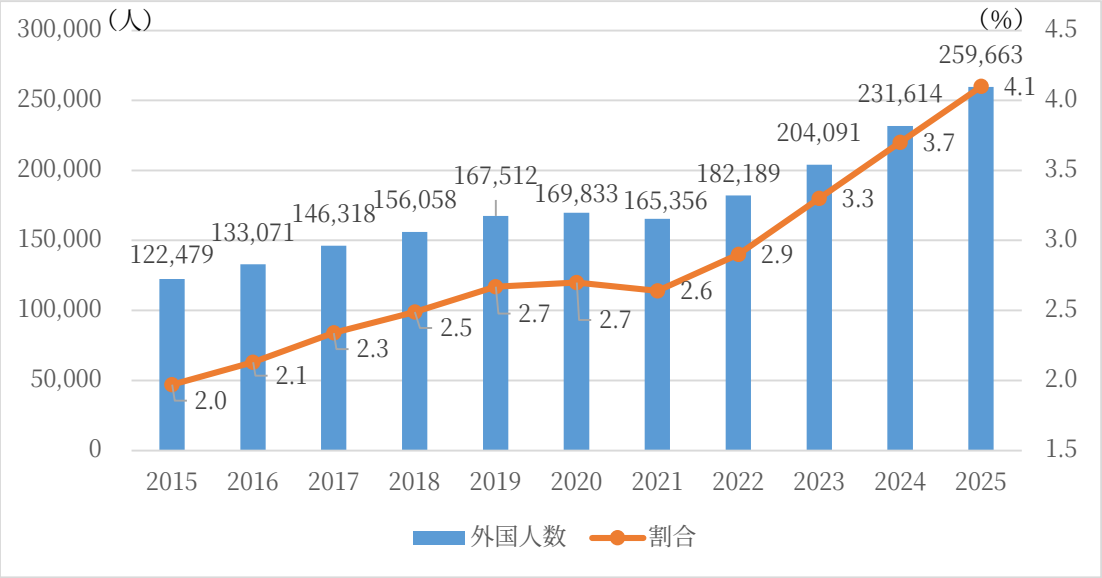
資料：千葉県児童家庭課調べ

（９）外国人の状況

○　在留管理制度に基づく県内の外国人数は、259,663 人（令和 7 年（2025 年）12 月末時点）で、常住人口の約 4.1%を占めており、令和 7 年（2025 年）までの 10 年間で約 2.1 倍の増加となっています。（図２６）

国・地域別にみると、人数の多い順に、中国、ベトナム、ネパール、フィリピン、韓国、インドネシア、スリランカ、ミャンマーとなっており、ネパール、インドネシア、ミャンマーについては、近年特に増加しています。

（図２６）外国人数及び常住人口に占める割合（千葉県）



資料：外国人数（毎年 12 月末現在）は出入国在留管理庁「在留外国人統計」。割合で用いた常住人口（毎年翌年１月１日現在）は千葉県統計課「毎月常住人口調査」。

３　社会環境の変化

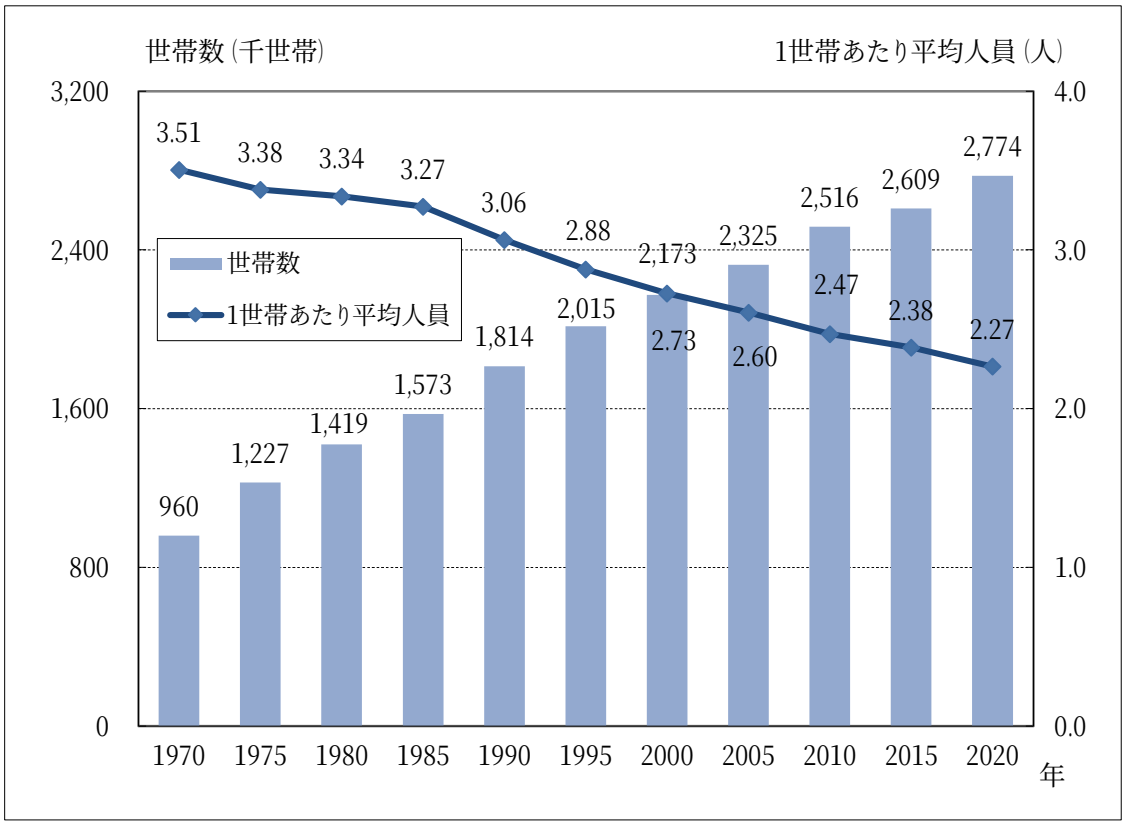
（１）家庭や社会構造の変化

ア　世帯構造の変化

○　県内の世帯数は増加傾向にありますが、1 世帯当たり平均人員をみると減少傾向にあり、令和 2 年（2020 年）は 2.27 人で全国平均の 2.26 人とほぼ同数でした。なお、平成 27 年（2015 年）の本県の 1 世帯当たり平均人員 2.38 人からは 0.11 人減少しています。（図２７）

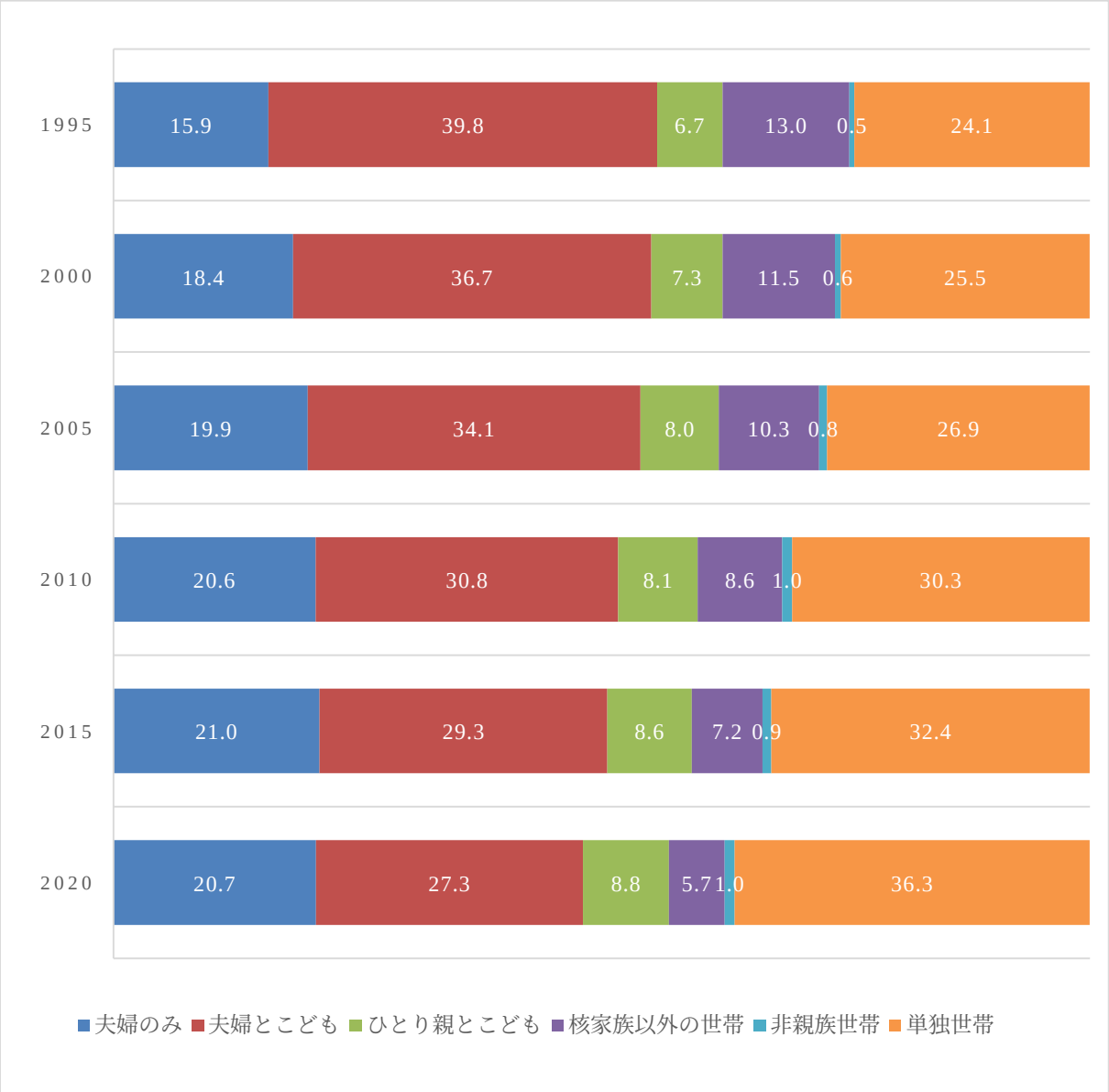
○　家族類型別の推移をみると、「夫婦とこども」が減少傾向にある一方、都市化の進展や核家族化等により「夫婦のみ」、「ひとり親とこども」、「単独世帯」の割合は、上昇傾向にあります。（図２８）

（図２７）世帯数と 1 世帯当たり平均人員の推移（千葉県）



資料：総務省「国勢調査」

（図２８）家族類型別一般世帯割合の推移（千葉県）

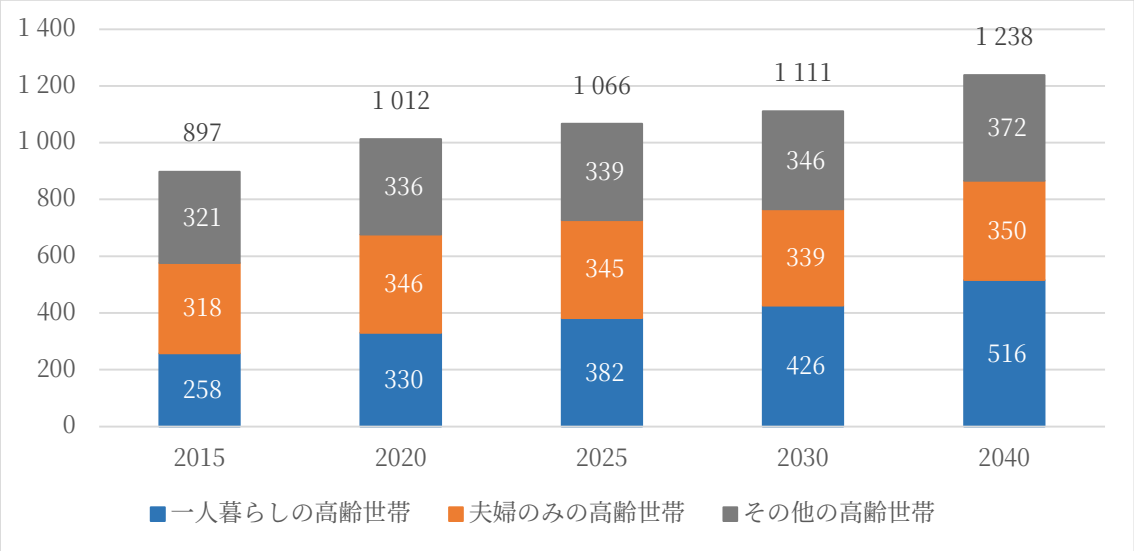


資料：総務省「国勢調査」

イ　高齢単身世帯の増加

○　千葉県内の 65 歳以上の一人暮らしの高齢世帯は、令和 22 年（2040 年）には平成 27 年（2015 年）の約 2 倍に増加するものと見込まれています。また、高齢世帯全体に占める一人暮らし高齢世帯の割合も上昇することが見込まれています。（図２９）

（図２９）今後の高齢世帯数の推計（千葉県）

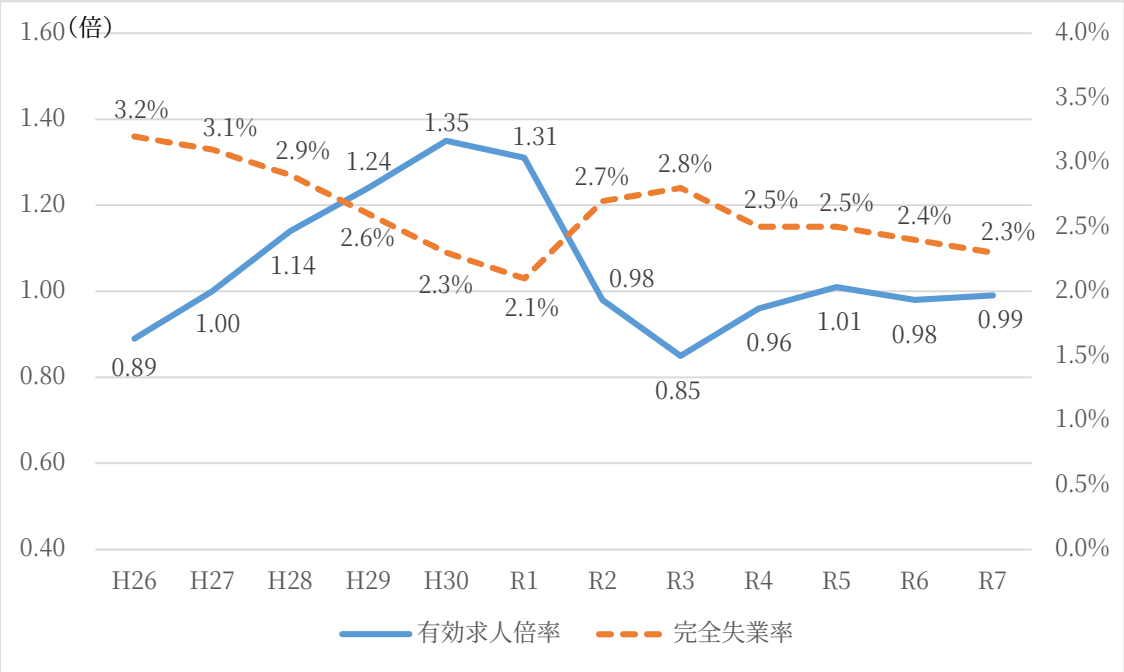


資料：令和 2 年（2020 年）までは総務省「国勢調査」。
令和 7 年（2025 年）以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）令和 6（2024）年 4 月推計」。

ウ　雇用環境の変化

○　本県の雇用情勢は、令和２年（2020 年）からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い有効求人倍率が 1.00 倍を下回り、完全失業率も悪化しましたが、令和７年（2025 年）には緩やかに持ち直しの動きが見られています。一方で、職業能力を形成する機会に恵まれなかった若年者、中高年齢離職者、障害のある人などは、本人に意欲があっても就労が難しい状況にあります。（図３０、表２）

（図３０）有効求人倍率及び完全失業率の推移（千葉県）



資料：厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

（注）：モデル推計により作成。

（表２）若年無業者数及び割合

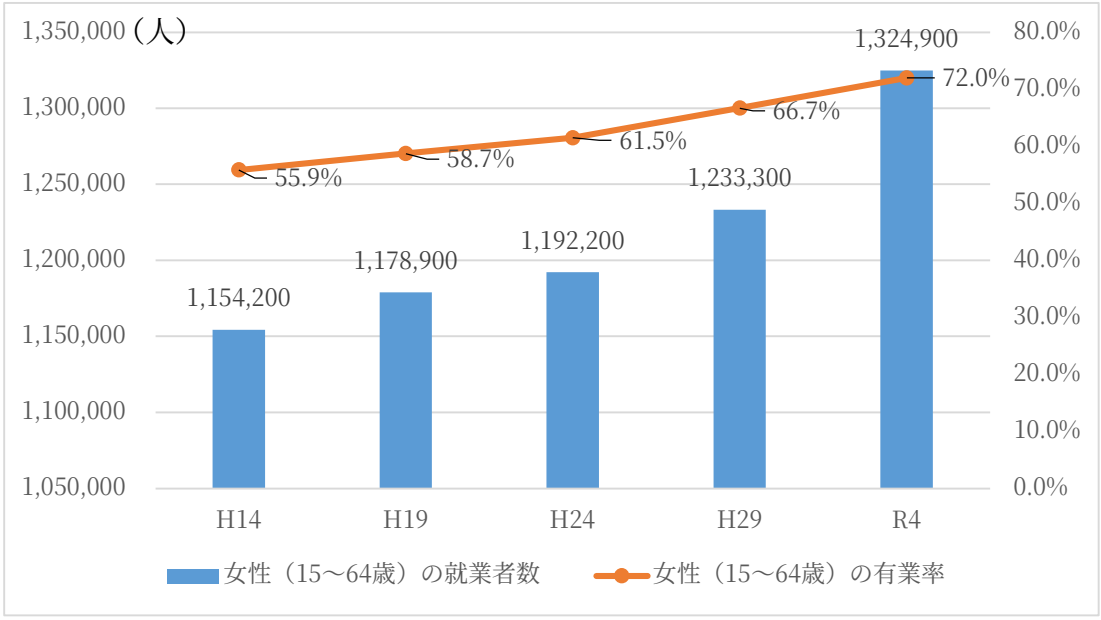
	若年無業者（人）		15～34 歳人口に占める割合（%）	
	全国	千葉県	全国	千葉県
2002	694,000	37,800	2.0	2.2
2007	632,700	33,200	2.1	2.2
2012	617,300	25,100	2.3	1.9
2017	598,800	29,800	2.3	2.4
2022	615,700	32,300	2.5	2.6

資料：総務省「就業構造基本調査」

エ　働き方の変化

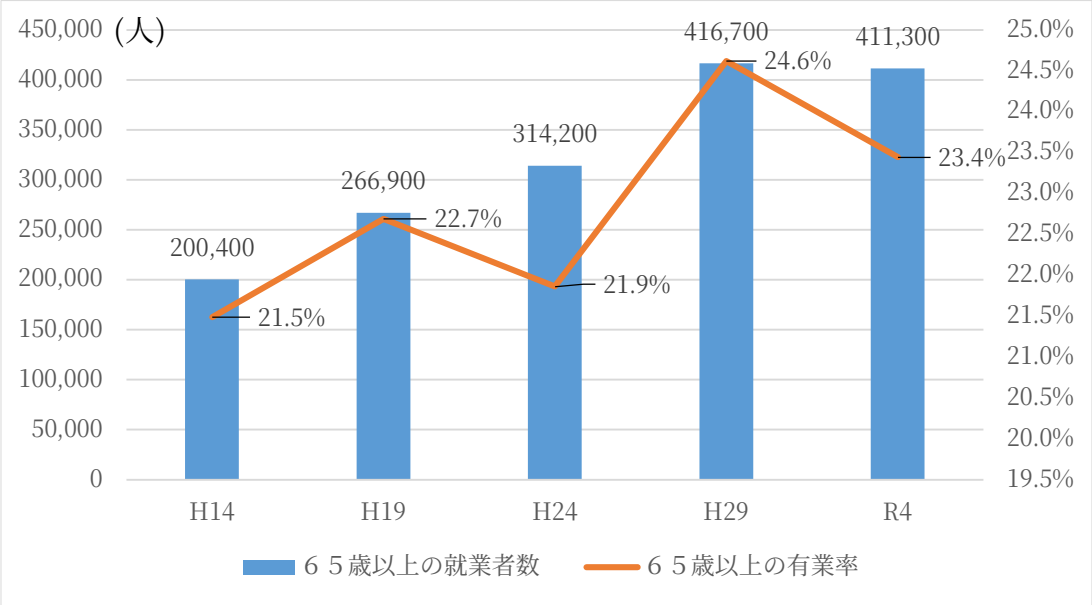
○　社会経済のグローバル化や情報化の進展、健康寿命の延伸などにより、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、女性や高齢者の就業が進むなど、働き方に変化が生じています。（図３１、図３２）

（図３１）女性の就業者数及び有業率の推移（千葉県）



資料：総務省「就業構造基本調査」

（図３２）高齢者の就業者数及び有業率の推移（千葉県）

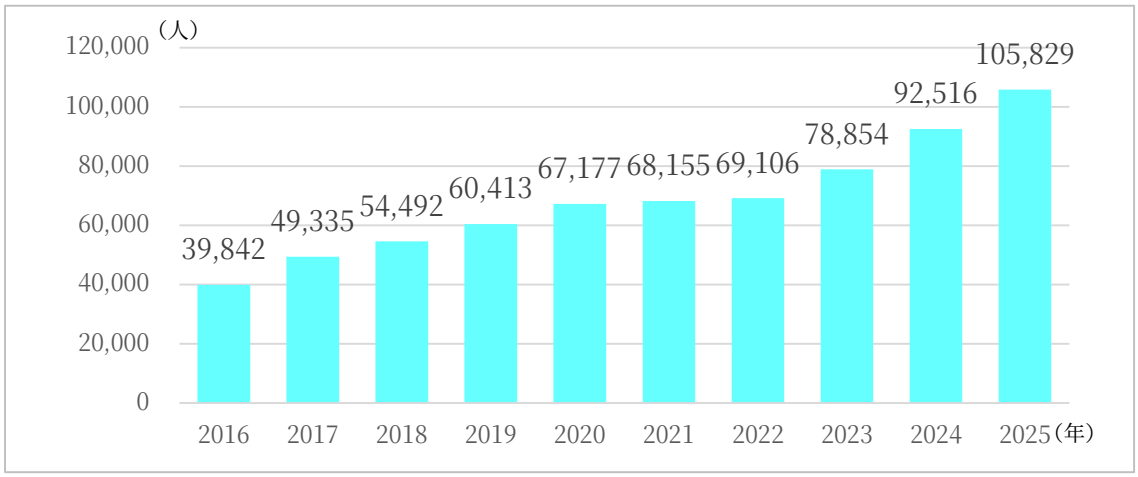


資料：総務省「就業構造基本調査」

オ　外国人労働者の状況

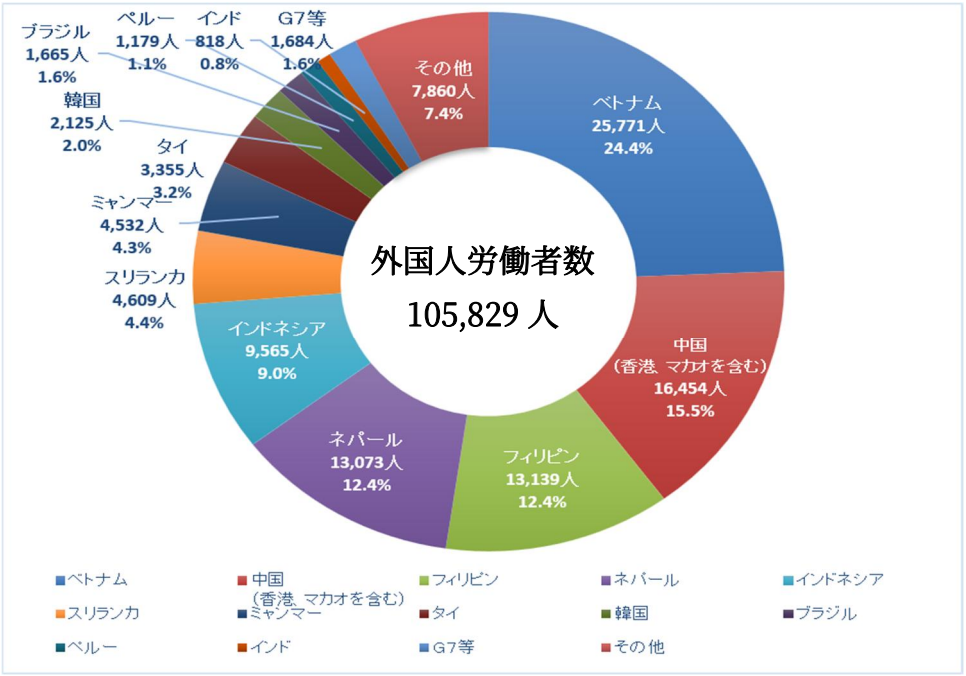
○　本県における外国人労働者数は増加を続けており、令和７年（2025 年）10 月末時点で 105,829 人となっています。また、就労する外国人の国籍や在留資格は多様化しており、様々な産業分野で活躍しています。（図３３、図３４、図３５、図３６）

（図３３）外国人労働者数の推移



資料：千葉労働局「外国人雇用状況」

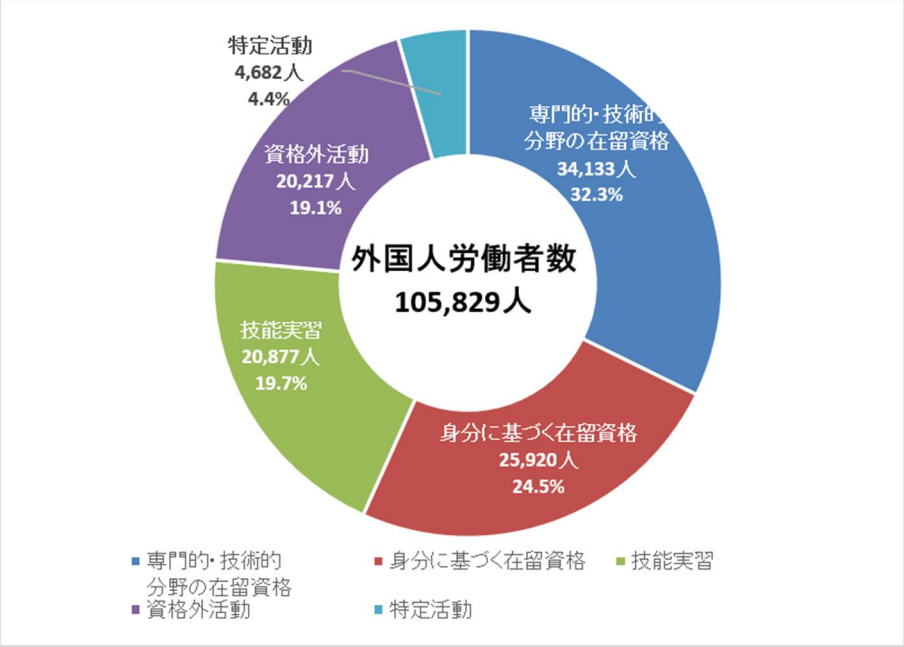
（図３４）国籍別・外国人労働者数



資料：千葉労働局「外国人雇用状況（令和７年 10 月末現在）」

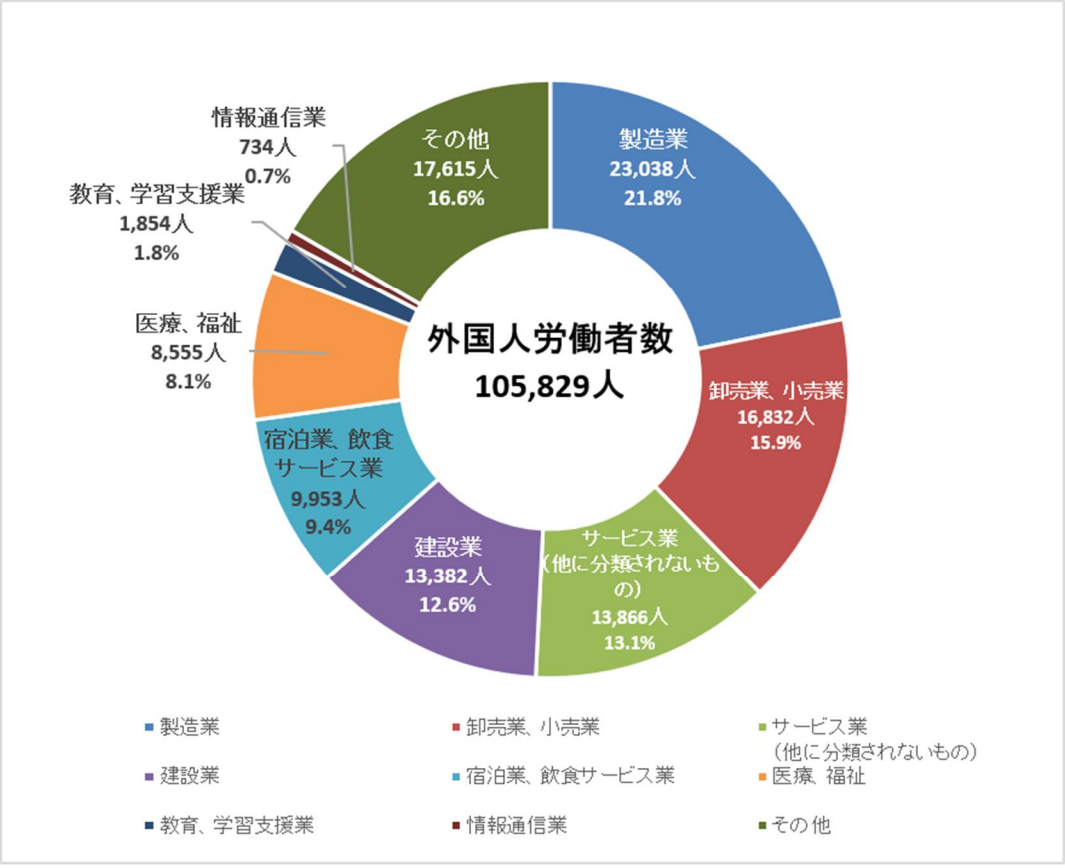
（注）Ｇ７等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアを表す。

（図３５）在留資格別・外国人労働者数



資料：千葉労働局「外国人雇用状況（令和７年 10 月末現在）」

（図３６）産業別外国人労働者数

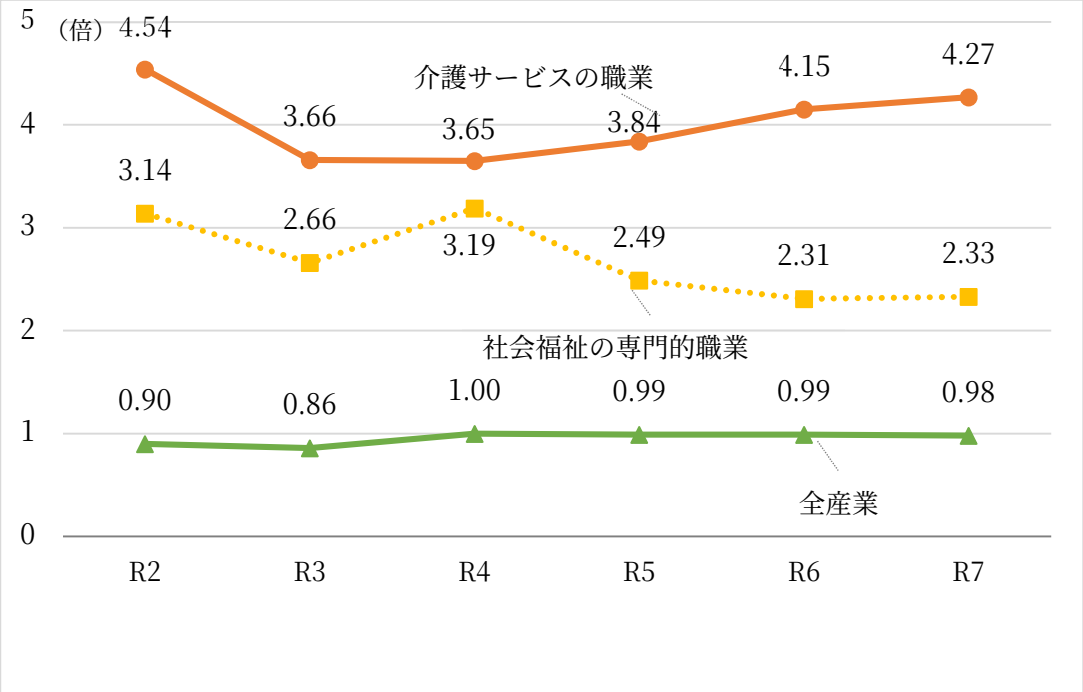


資料：千葉労働局「外国人雇用状況（令和７年 10 月末現在）」

（２）福祉人材の不足

○　千葉県の有効求人倍率は、全産業が低下傾向にある一方、福祉・介護分野は高止まり傾向にあります。令和 7 年度（2025 年度）は、「介護サービスの職業」が 4.27 倍、障害福祉・児童福祉の分野を含む「社会福祉の専門的職業」が 2.33 倍と、「全産業」の 0.98 倍を大きく上回っており、福祉・介護分野の人材不足は深刻な状況となっています。（図３７）

（図３７）有効求人倍率（千葉県）



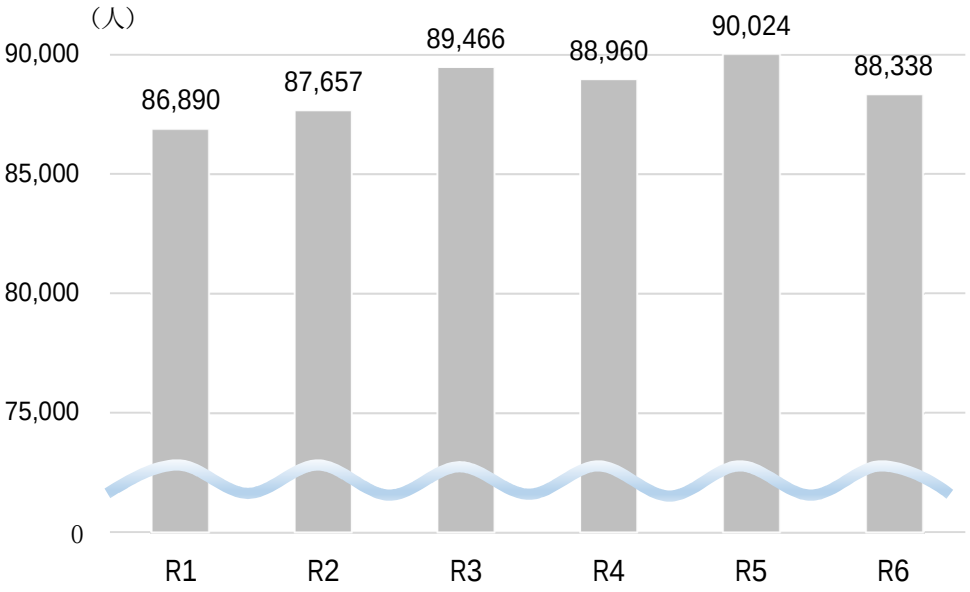
資料：厚生労働省「職業安定業務統計」

ア　高齢者福祉（介護職員）

○　本県の介護職員数は、令和元年度（2019 年度）の 86,890 人から令和 6 年度（2024 年度）には 88,338 人となっています。（図３８）

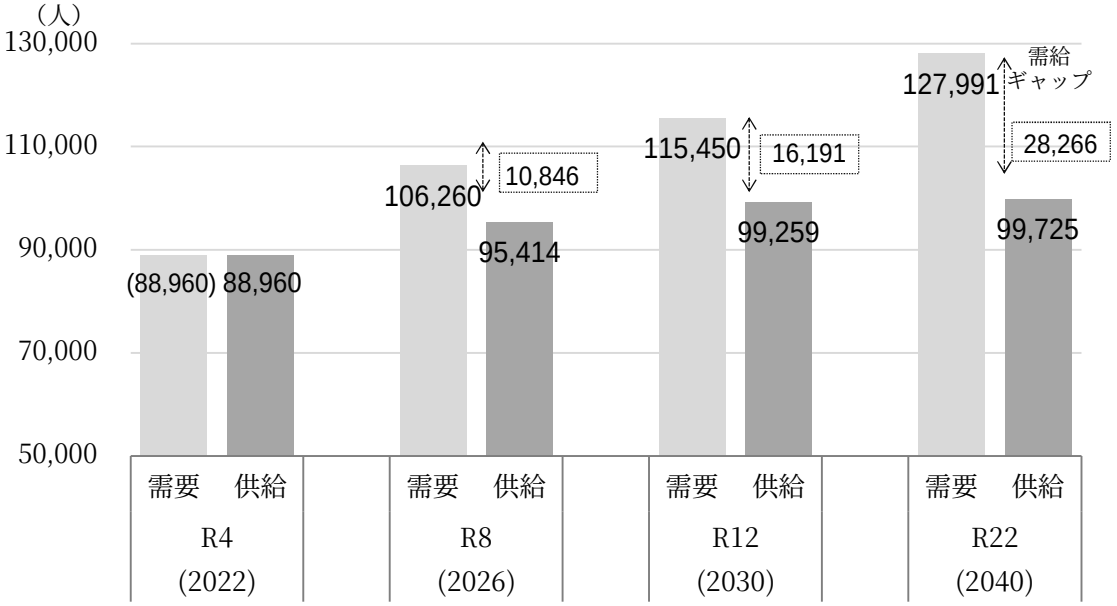
一方で、厚生労働省が公表した介護人材の需給推計（第９期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数）によると、本県の介護職員数は、令和 8 年度（2026 年度）には 10,846 人の不足が見込まれ、令和 22 年度（2040 年度）に 28,266 人が不足すると見込まれています。（図３９）

（図３８）介護職員数の推移（千葉県）



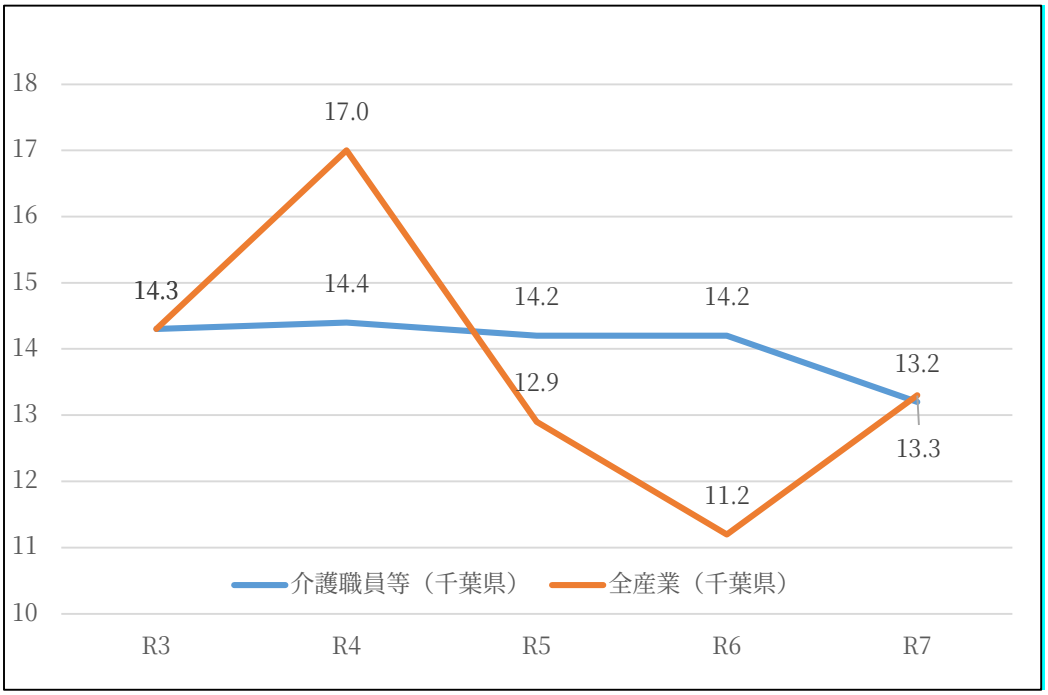
資料：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

（図３９）介護職員の需給推計（千葉県）



○　介護職員の離職率は、令和３年度（2021 年度）には 14.3%、直近の令和７年度（2025 年度）には 13.2%に低下しています。（図４０）

（図４０）離職率（介護職員・千葉県）



資料：厚生労働省「雇用動向調査」［産業計］
公益財団法人介護労働安定センター「介護労働実態調査」［介護］

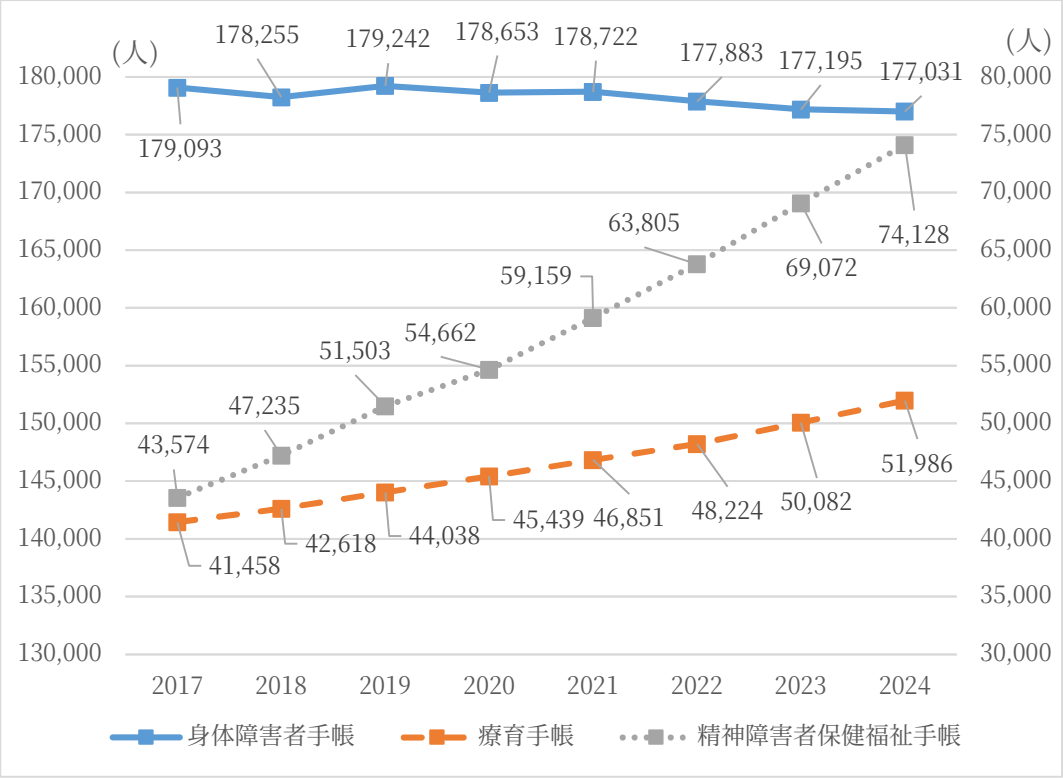
イ　障害福祉

○　千葉県の障害のある人（障害者手帳所持者数）は、近年、身体障害ではほぼ横ばいで推移している一方、知的障害及び精神障害では増加傾向にあります。令和６年度（2024 年度）末時点では、身体障害が 177,031 人、知的障害が 51,986 人、精神障害が 74,128 人となっています（図６再掲）。

○　平成 25 年（2013 年）の障害者総合支援法の施行やその後の制度改正等により、多様化する障害福祉サービスのニーズに対して、よりきめ細かな対応や支援の充実が求められています。

○　このため、障害福祉サービスの必要量は今後も増加が見込まれており、それを支える障害福祉人材の確保が必要となっています。

（図６再掲）障害のある人の手帳の所持の状況（千葉県）



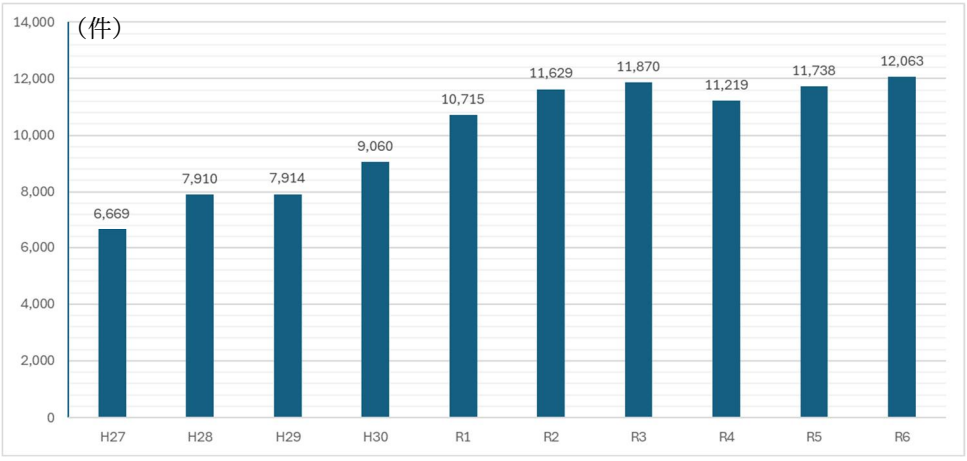
資料：千葉県障害者福祉推進課調べ

ウ　児童福祉

○　千葉県の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、高止まりが続き、令和６年度（2024 年度）は過去最多の 12,063 件となりました。（図４１、表３）

○　また、児童養護施設等においても、虐待を受けた児童や障害のある児童が増加する等、児童の抱える課題は複雑化・多様化しており、児童の支援に当たっては、高い専門性を有する人材の確保が求められています。（表４、図４２）

（図４１）千葉県児童相談所における相談対応件数の推移（千葉県・市）



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

（単位：件）

（表３）千葉県児童相談所における相談対応件数の推移

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全国	122,575	133,778	159,850	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509	223,691
千葉県・市	7,910	7,914	9,060	10,715	11,629	11,870	11,219	11,738	12,063
千葉県	6,775	6,811	7,547	9,061	9,863	9,593	8,747	9,329	9,411

資料：厚生労働省「福祉行政報告例」
（注）「千葉県・市」は県及び千葉市の７児童相談所、「千葉県」は県の６児童相談所における件数。

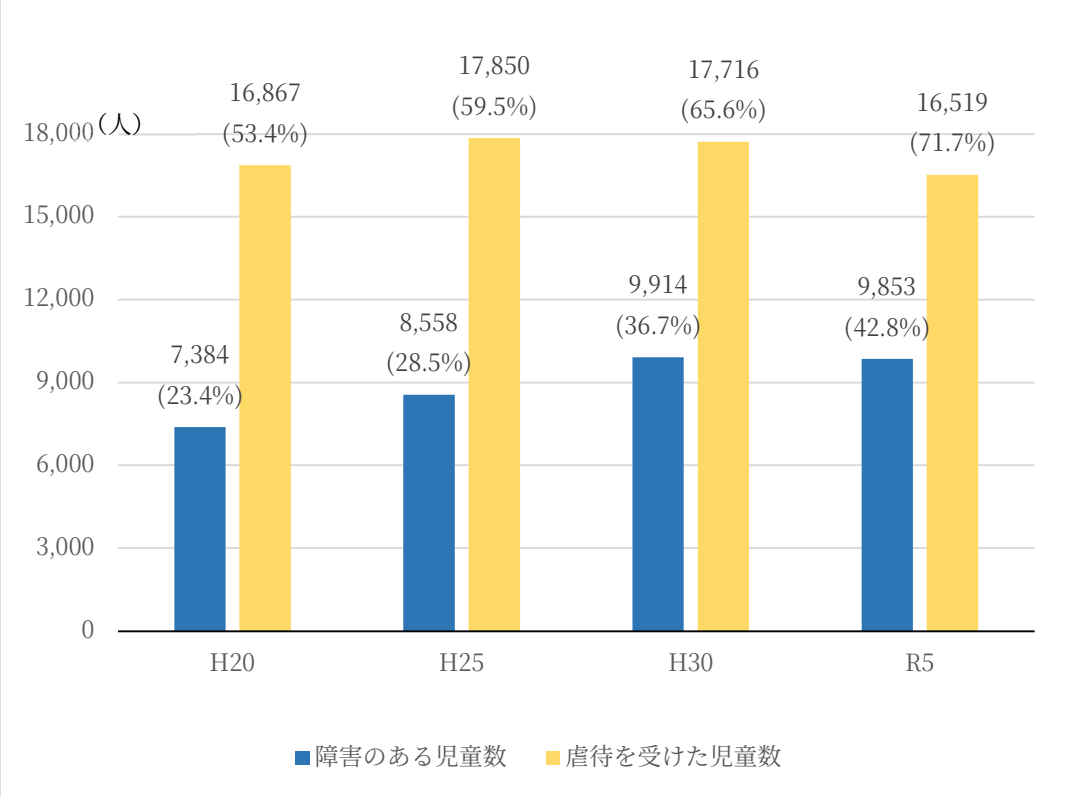
（表４）虐待の類型別

（単位：件）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
全国	52,535	2,520	133,024	35,612	223,691
	23.5%	1.1%	59.5%	15.9%	100.0%
千葉県	2,704	231	4,421	2,055	9,411
	28.7%	2.5%	47.0%	21.8%	100.0%

資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

（図４２）児童養護施設における被虐待経験・障害のある児童数



資料：厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」

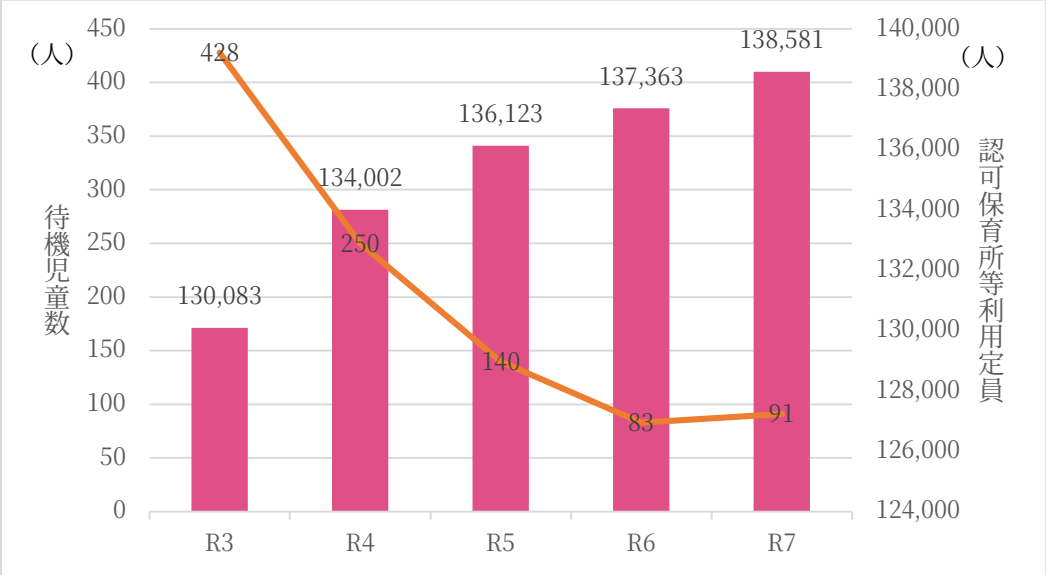
＜保育人材の状況＞

○　保育所、認定こども園等の整備・拡充に伴い、保育現場で働く保育士等の確保が急務となっており、人材確保・定着のためには、給与改善や業務上の負担軽減など、働きやすい環境づくりが必要です。（図４３、表５）

○　また、資格を持ちながら、保育士として就業していない、いわゆる潜在保育士の復職を促進することが求められます。

○　併せて、質の高い教育・保育や子育て支援を行うためには、その専門性や経験の積み重ねとともに、教育・保育人材の資質向上が極めて重要です。

（図４３）認可保育所等の利用定員（２号・３号）と待機児童数【千葉県】



資料：千葉県子育て支援課「保育所等利用待機児童数調査」

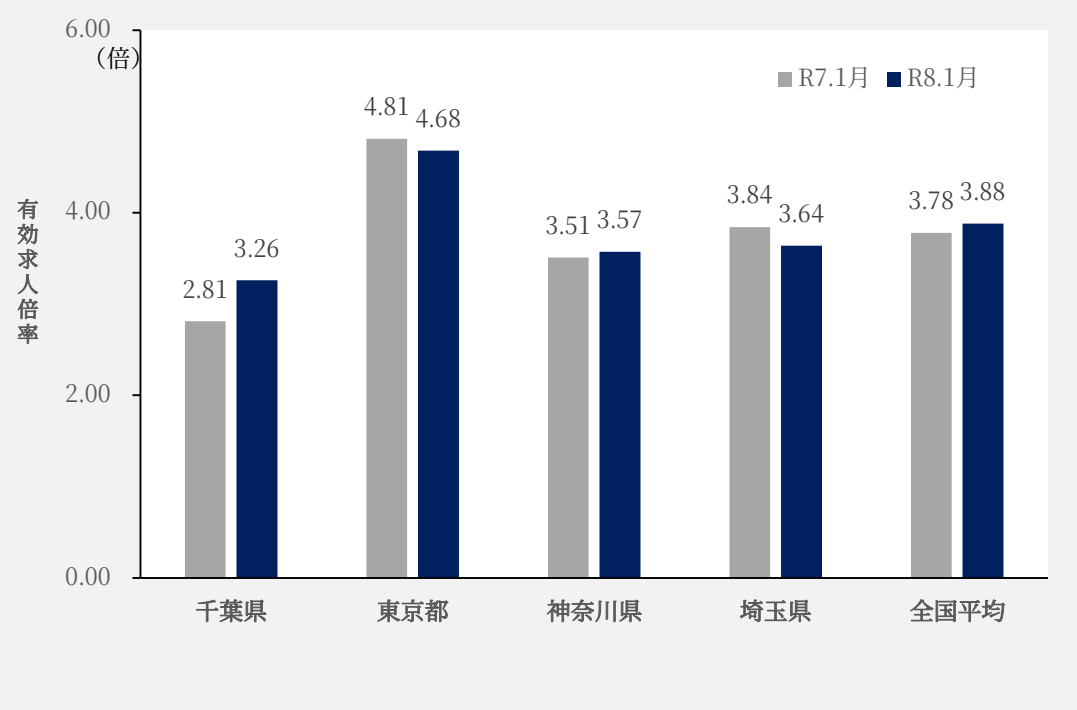
（表５）全業種と保育士の所定内給与額、平均年齢、勤続年数

	全国		千葉県	
	全業種	保育士	全業種	保育士
所定内給与額	340.6 千円	271.2 千円	339.1 千円	292.4 千円
平均年齢	44.4 歳	39.5 歳	45.1 歳	39.8 歳
勤続年数	12.7 年	8.4 年	12.9 年	6.3 年

資料：厚生労働省「令和７年賃金構造基本統計調査」

○　本県の保育士の有効求人倍率は、3.26 倍（令和 8 年（2026 年）1 月）と全国平均を下回っているものの、保育需要が高まる中、子育て家庭が安心してこどもを育てることができるよう、保育士の確保・定着を図る必要があります。（図４４）

（図４４）保育士の有効求人倍率



資料：厚生労働省「職業安定業務統計」

（３）地域福祉を担う人材の不足・高齢化・固定化（民生委員等の不足等）

○　千葉県の総人口は今後緩やかな減少を続ける一方で、65 歳以上の高齢者は増加を続け、特に都市部を中心に 75 歳以上が大幅に増加する傾向にあります。また、高齢の一人暮らしや高齢夫婦のみの世帯も増加し、高齢者の 5 人に 1 人が認知症になることなどが見込まれています。

ア　民生委員・児童委員

○　民生委員・児童委員は、県内で 7,729 人（令和 8 年（2026 年）4 月 1 日時点）委嘱されており、担当地区の支援を要する人に対する福祉サービスの情報提供や生活相談・助言等の活動を無償で行っています。

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日時点、民生委員・児童委員の委員定数に対して 791 人の欠員が生じており、主に都市部において民生委員・児童委員の確保が難しくなっています。（表６）

（表６）民生委員・児童委員の定数と委嘱数（千葉県）

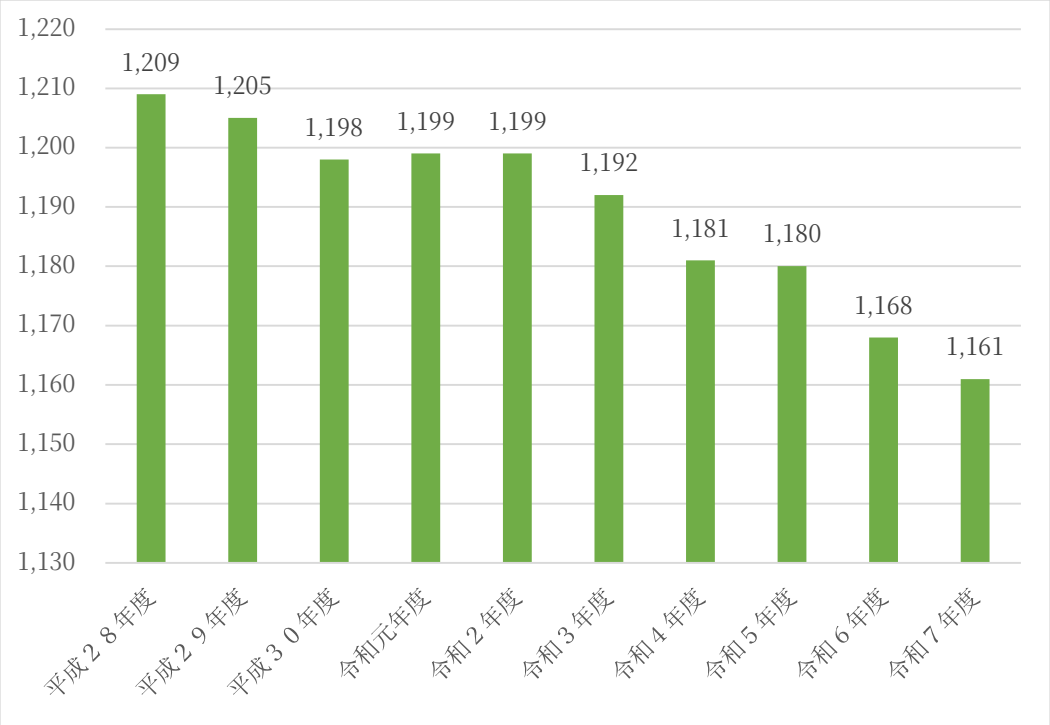
	定数	委嘱数	充足率
民生委員・児童委員	8,520 人	7,729 人	90.7%
主任児童委員	852 人	772 人	90.6%
計	9,372 人	8,501 人	90.7%
令和 8 年（2026 年）4 月 1 日時点			

資料：千葉県健康福祉指導課調べ

イ　ＮＰＯ法人（保健・医療・福祉分野）

○　多様化する県民ニーズや地域課題の解決の担い手として、活躍が期待されているＮＰＯ法人は、特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）の施行以降増加してきましたが、近年、減少傾向にあります。令和７年度（2025 年度）末時点における保健・医療・福祉を活動分野とする法人数は、1,161 法人となっています。（図４５）

（図４５）ＮＰＯ法人数（保健・医療・福祉分野）の推移
（千葉県及び千葉市の合計）

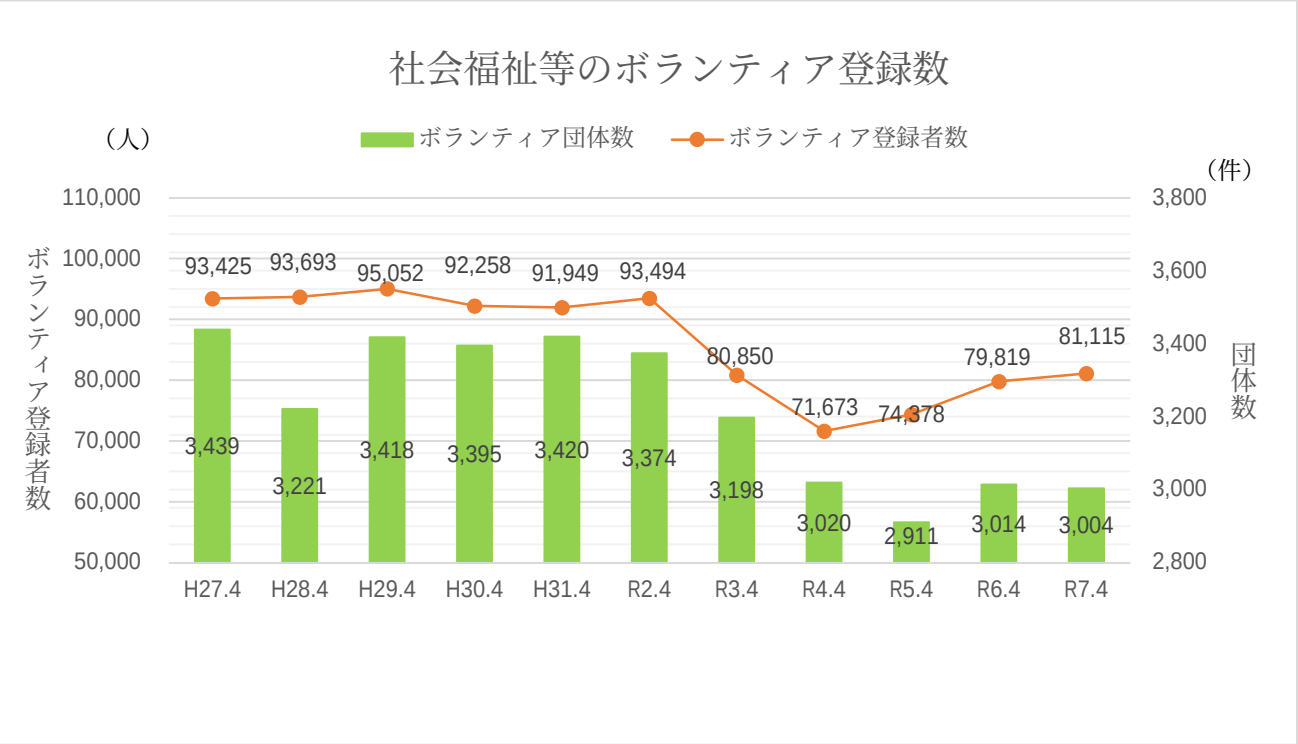


資料：千葉県県民生活課調べ

ウ　社会福祉等のボランティア登録者数等

○　社会福祉等のボランティア活動に取り組む団体数及び登録者数は、令和２年（2020 年）以降大きく減少しました。令和４年（2022 年）４月１日時点では 3,020 団体、ボランティア登録者数は 71,673 人となっています。その後、ボランティア登録者数は回復傾向にあり、令和 7 年（2025 年）４月１日時点では 3,004 団体、ボランティア登録者数は 81,115 人となっています。（図４６）

（図４６）社会福祉等のボランティア登録数等

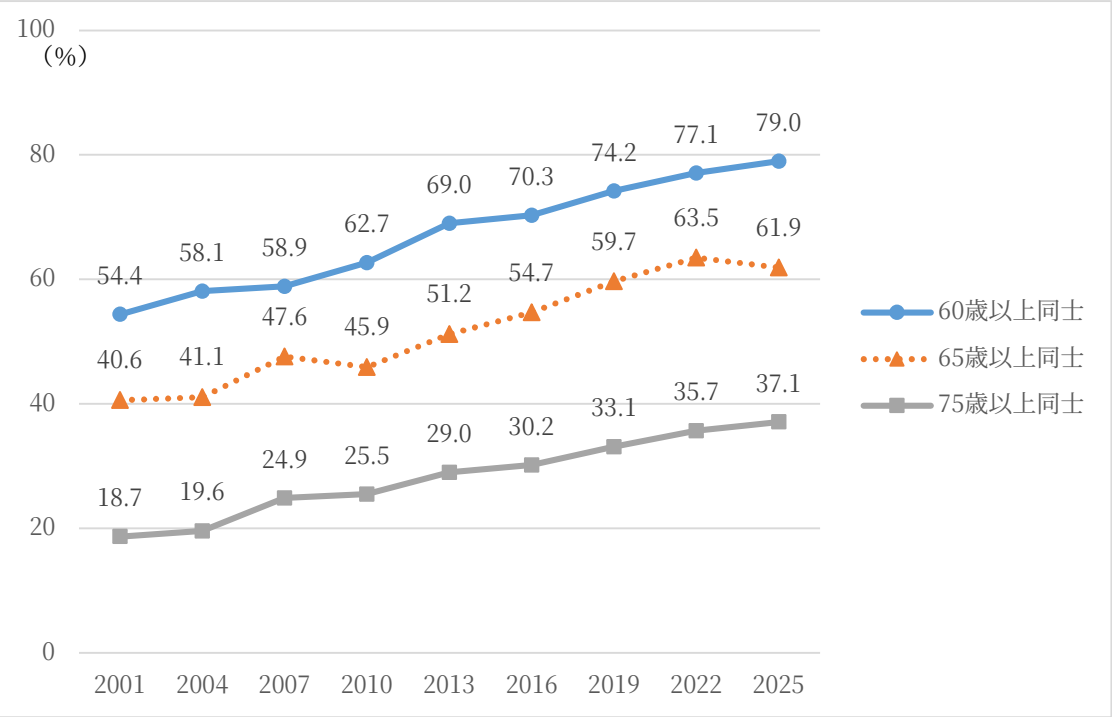


資料：「ボランティア・市民活動データブック」（県内の社会福祉協議会で把握しているボランティア数、団体）

（４）個人や世帯が抱える課題の多様化・複雑化

○　介護者が高齢化した「老老介護」、ひきこもりが長期化し、親が高齢化した「８０５０問題」、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）、障害のある子と要介護の親の世帯、精神疾患患者やがん患者、難病患者など、地域生活を送る上で保健医療分野に加え、福祉や就労などの分野にまたがって支援を必要とする人が増加しています。（図４７、図４８、表７）

（図４７）要介護者等と同居の主な介護者の年齢組合せ別の割合の年次推移



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

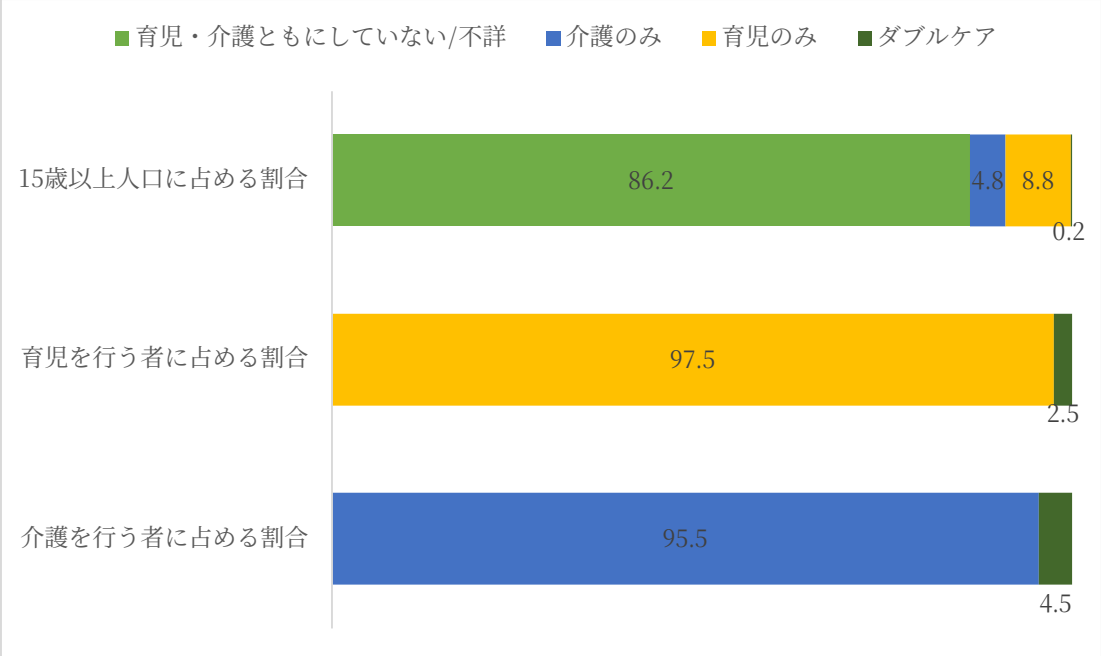
（表７）ダブルケアの推計人口（全国）

	女性	男性
介護を行う者	３５６．８万人	２００．６万人
育児を行う者	５９３．５万人	４０６．１万人
ダブルケアを行う者	**１６．８万人**	**８．５万人**

資料：総務省「就業構造基本調査」（2012 年（平成 24 年）より内閣府にて特別集計）

（注）：「ふだん育児をしている」「ふだん介護をしている」の両方を選択した者を「ダブルケアを行う者」として集計。

（図４８）ダブルケアの割合（全国）



資料：総務省「就業構造基本調査」（2012 年（平成 24 年）より内閣府にて特別集計）

（注）「ふだん育児をしている」「ふだん介護をしている」の両方を選択した者を「ダブルケアを行う者」として集計。

○　包括的な相談支援などを行う「中核地域生活支援センター」に寄せられた相談内容や、同センターの対応をみると、経済的困窮、家族関係、介護・支援サービスに関することなど、相談内容は多岐にわたり、様々な対応が求められていることが分かります。（表８、表９）

（表８）中核地域生活支援センターへの相談内容

相談内容	令和４年度		令和５年度		令和６年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
経済的困窮	575	23.2%	525	20.8%	487	22.6%
食べ物がなくて困っている	107	4.3%	99	3.9%	99	4.6%
借金がある債務整理をしたい	146	5.9%	128	5.1%	140	6.5%
年金を申請したい	67	2.7%	61	2.4%	66	3.1%
介護・支援サービスに関すること	647	26.2%	630	25.0%	433	20.1%
介護・子育ての悩み	291	11.8%	225	8.9%	214	9.9%
障害や疾病の必要な配慮について知りたい	242	9.8%	183	7.2%	140	6.5%
仕事に関すること	402	16.2%	365	14.5%	304	14.1%
住まいに関すること	386	15.6%	418	16.6%	379	17.6%
医療に関すること	410	16.6%	349	13.8%	313	14.5%
健康不安	291	11.8%	305	12.1%	292	13.5%
家庭内の暴力・虐待	269	10.9%	308	12.2%	259	12.0%
第三者からの権利擁護	29	1.2%	30	1.2%	38	1.8%
触法行為・非行行動	30	1.2%	66	2.6%	49	2.3%
成年後見制度に関わる事例	24	1.0%	24	1.0%	39	1.8%
法律の専門家に相談したい	58	2.3%	43	1.7%	52	2.4%
財産管理・金銭管理	146	5.9%	139	5.5%	141	6.5%
不登校・ひきこもり	300	12.1%	324	12.8%	239	11.1%
希死念慮	55	2.2%	58	2.3%	67	3.1%
家族関係の悩み	712	28.8%	622	24.6%	547	25.4%
人間関係の悩み	245	9.9%	183	7.2%	154	7.1%
余暇活動	56	2.3%	37	1.5%	37	1.7%
教育に関すること	94	3.8%	62	2.5%	61	2.8%
話を聞いてほしい	370	15.0%	376	14.9%	320	14.8%
自立をしたいさせたい	289	11.7%	263	10.4%	265	12.3%
刑務所からの出所後の支援	43	1.7%	40	1.6%	22	1.0%
性別に関する悩み	1	0.0%	6	0.2%	4	0.2%
言語や国籍の悩み	26	1.1%	18	0.7%	15	0.7%
その他	189	7.6%	215	8.5%	241	11.2%

資料：中核地域生活支援センターより提供

（注）：令和６年度（2024 年度）の割合上位３つを赤字で表記。

（表９）中核地域生活支援センターの対応

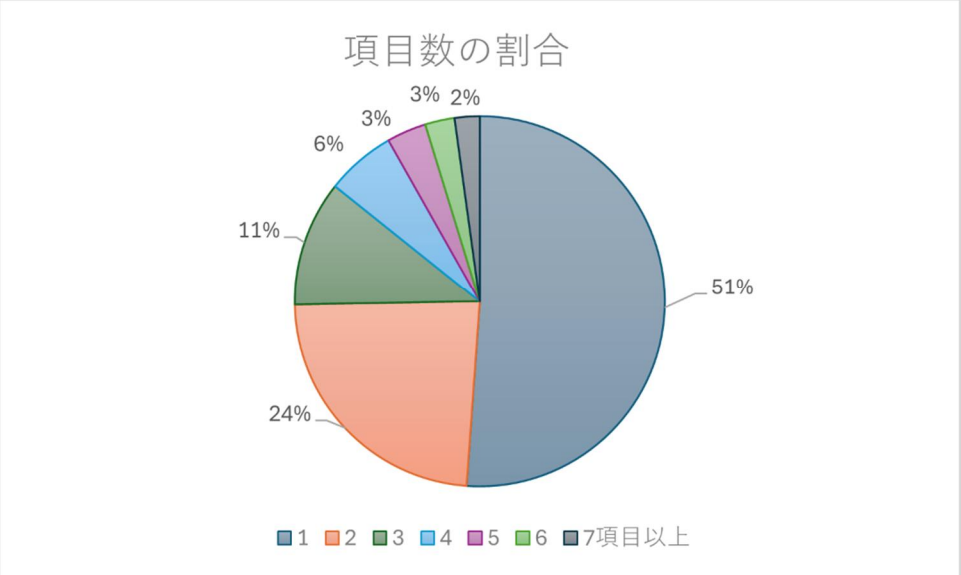
対応	令和４年度		令和５年度		令和６年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
生活保護の申請支援	102	4.1%	101	4.1%	126	5.1%
公的貸付制度の申請支援	22	0.9%	19	0.8%	17	0.7%
債務整理の支援	60	2.4%	59	2.4%	68	2.7%
年金申請の支援	67	2.7%	64	2.6%	56	2.3%
介護・支援サービスに関する支援	562	22.7%	410	16.6%	444	17.9%
介護・子育て・障害の障害窓口などの紹介	448	18.1%	422	17.1%	354	14.3%
就労に関する支援	166	6.7%	183	7.4%	161	6.5%
住まいに関する支援	353	14.3%	381	15.4%	355	14.3%
医療に関する支援	443	17.9%	354	14.3%	331	13.4%
睡眠や服薬など、生活管理の支援	26	1.1%	26	1.1%	37	1.5%
金銭管理に関する支援	23	0.9%	34	1.4%	24	1.0%
虐待、暴力への対応	122	4.9%	132	5.3%	106	4.3%
後見申し立ての支援、第三者後見人の紹介等	16	0.6%	18	0.7%	22	0.9%
病気や疾病、療育に関する説明、情報提供	322	13.0%	223	9.0%	191	7.7%
教育にかかわる支援	123	5.0%	89	3.6%	98	4.0%
家族関係の調整	372	15.0%	321	13.0%	291	11.8%
人間関係の調整	107	4.3%	94	3.8%	95	3.8%
地域の活動団体の紹介	64	2.6%	113	4.6%	102	4.1%
買い物、安否確認などの直接的な生活支援	196	7.9%	241	9.7%	185	7.5%
生活スキルの習得支援	30	1.2%	27	1.1%	42	1.7%
傾聴、話し相手	803	32.5%	793	32.1%	730	29.5%
信頼関係の形成	300	12.1%	241	9.7%	366	14.8%
関係者会議の主催または参加	177	7.2%	84	3.4%	125	5.1%
書類、契約などの手続き支援	81	3.3%	68	2.7%	38	1.5%
通訳の確保	1	0.0%	3	0.1%	0	0.0%
法律家へのつなぎ	74	3.0%	69	2.8%	73	3.0%
食糧支援	99	4.0%	97	3.9%	86	3.5%
その他	278	11.2%	274	11.1%	371	15.0%

資料：中核地域生活支援センターより提供

（注）令和６年度（2024 年度)の割合上位３つを赤字で表記。

○　相談者の約半数は、複数の相談項目を抱えています。（図４９）

（図４９）中核地域生活支援センターにおける相談内容の項目数の割合



資料：中核地域生活支援センターより提供
（注）令和 6 年度（2024 年度）の相談内容

（５）先進的な技術の進展（福祉分野での ICT※やロボット、SNS の活用等）

○　デジタル技術の進展により、ICT や AI、ロボット等を活用したサービスの提供や業務改善が進んでいます。福祉分野においても、介護・障害福祉分野の人材不足への対応や業務負担の軽減、情報共有の効率化などを図るため、ICT やロボットの導入が進められています。

○　また、SNS やオンライン相談等の普及により、相談支援の手法が多様化しており、対面による支援に加え、デジタル技術を活用した相談体制の充実が求められています。

○　今後は、ICT や AI、ロボット等の活用により、福祉サービスの質の向上や業務効率化を図るとともに、利用者の利便性向上や支援の充実につなげていくことが重要となっています。

４　社会福祉法等の改正

（１）社会福祉法の改正

○　地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が公布され、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されることとなり、令和３年（2021 年）４月に施行されました。

○　その後、令和８年（2026 年）６月には、社会福祉法等の一部を改正する法律が公布され、地域における支援ニーズの多様化・複雑化や福祉人材の不足等に対応するため、包括的な支援体制の充実や福祉サービスの提供体制の確保を図ることとされました。

○　また、身寄りのない高齢者等への支援の法的位置付け、地域権利擁護相談支援センターの設置、社会福祉連携推進法人の業務拡充、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）に係る人材登録制度の整備などにより、地域における包括的な支援体制や福祉サービスの提供体制の強化が図られることとなりました。

（２）孤独・孤立対策推進法

○　少子高齢化や人口減少、単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により、孤独・孤立の問題が社会全体の課題となっています。

○　このため、令和５年（2023 年）５月に孤独・孤立対策推進法が成立し、令和６年（2024 年）４月に施行されました。同法では、国及び地方公共団体の責務を明確化するとともに、関係機関や民間団体等との連携・協働の促進、相談支援体制の充実など、孤独・孤立対策を総合的に推進することとされています。

○　地域福祉の推進に当たっても、孤独・孤立の状態にある人を早期に把握し、必要な支援や社会参加につなげるとともに、多様な主体が連携した支え合いの地域づくりを進めていくことが求められています。

（３）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

○　女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など複雑化、多様化、複合化しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、こうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含めた

新たな女性支援の強化が喫緊の課題となりました。そこで、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与するため、令和 4 年（2022 年）5 月に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立し、令和 6 年（2024 年）4 月に施行されることとなりました。

○　国及び地方公共団体の責務として、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずることが明記され、厚生労働大臣は基本方針を策定し、都道府県は都道府県基本計画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努めることとされました。また、女性相談支援センターや女性相談支援員、女性自立支援施設、民間団体との協働により、困難な問題を抱える女性を支援することとされました。

○　令和 6 年（2024 年）4 月の同法の施行により、旧来の婦人保護事業を中心とした支援から、困難な問題を抱える女性本人の意思を尊重し、多様な支援ニーズに応じて、行政機関や関係団体、民間団体等が連携して包括的な支援を行う仕組みへと制度の枠組みが見直されました。

○　また、孤独・孤立対策推進法の施行など関連施策の整備も進められており、生活困窮、ＤＶ、性暴力・性犯罪被害、住まい、就労、こどもへの支援等の分野において、行政機関、関係団体及び民間団体が相互に連携・協働し、早期把握から相談、保護、自立支援まで切れ目のない支援体制を充実させていくことが求められています。

（４）共生社会の実現を推進するための認知症基本法

○　令和 5 年（2023 年）6 月、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立し公布されました。我が国における急速な高齢化の進展に伴い、認知症の人が増加している現状に鑑み、認知症の人が尊厳を維持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することとされています。

○　認知症施策の基本理念や、国・地方公共団体等の責務、認知症施策を推進するための計画の策定、基本的施策、認知症施策推進本部の設置などについて明記され、共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき、認知症施策を国と地方公共団体が一体となって講じていくこととされました。

○　令和 6 年（2024 年）1 月に同法が施行され、認知症の人を含む国民が、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会の実現に向け、同法

に基づき、国において認知症施策推進本部が設置されるとともに、認知症施策推進基本計画の策定等を通じて、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する体制が整備されました。

○　また、令和 6 年（2024 年）12 月には、同法に基づく認知症施策推進基本計画が閣議決定され、認知症になってからも、できることややりたいことを大切にし、住み慣れた地域で希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」の普及、認知症の人の社会参加の機会の確保、意思決定支援及び権利擁護、保健医療・福祉サービスの切れ目のない提供、相談体制の整備、多様な主体の連携等を進めることとされました。地域福祉の推進に当たっても、認知症の人や家族等の意見を踏まえながら、地域住民、関係機関、民間団体等が連携し、認知症の人が地域の一員として安心して暮らし続けられる支援体制づくりを進めていくことが求められています。

（５）障害者の権利に関する条約に関連した法制度の整備

○　平成 18 年（2006 年）12 月、国連総会で、「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）が採択されました。障害者権利条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための措置等について定めています。

○　令和 3 年（2021 年）5 月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されることなどが定められました。また、令和 4 年（2022 年）5 月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。同法では、全ての障害者があらゆる分野の活動に参加する上で、情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通が極めて重要であるとして、基本理念や関係者の責務等が明記されました。

○　令和 6 年（2024 年）4 月には、改正後の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、行政機関等に加え、事業者についても合理的配慮の提供が義務化されました。これにより、福祉、医療、教育、公共交通その他の日常生活及び社会生活の様々な場面において、障害のある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、過重な負担とならない範囲で、必要かつ合理的な配慮を提供することが求められることとなりました。

○　また、令和 5 年（2023 年）3 月に改定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」も、令和 6 年（2024 年）4 月から施行され、行政機

関等や事業者と障害のある人との建設的対話及び相互理解を通じて、個々の場面や状況に応じた柔軟な対応を行うことの重要性が示されています。地域福祉の推進に当たっても、障害の有無にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らし、社会参加できるよう、相談支援体制の充実、合理的配慮に関する理解促進、情報アクセシビリティ及び意思疎通支援の充実、権利擁護の推進等に取り組む必要があります。

○　さらに、令和６年（2024 年）４月から順次施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」により、障害のある人が希望する地域生活や就労を実現できるよう、地域生活支援拠点等の整備、基幹相談支援センターの設置の促進、障害者の多様な就労ニーズに応じた支援、精神障害のある人の権利擁護、指定難病患者等に係る医療費助成制度の改善や療養生活支援の充実などが進められています。こうした動向を踏まえ、地域において、障害のある人本人の意思決定を尊重しながら、保健、医療、福祉、教育、雇用、防災等の関係機関が連携し、切れ目のない支援体制を構築していくことが求められています。

（６）児童福祉法及び児童虐待防止法の改正

○　令和４年（2022 年）６月に、児童福祉法等の一部が改正されました。児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から 7 日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設けることとされたほか、児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司※の任用要件に追加することなどが定められました。

○　令和６年（2024 年）４月には、「児童福祉法等の一部を改正する法律」の多くの規定が施行され、市町村において、全ての妊産婦、子育て世帯及びこどもに対する包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。また、支援を要するこどもや妊産婦等へのサポートプランの作成、地域子育て相談機関の整備、訪問による生活支援、こどもの居場所づくり、親子関係の形成に向けた支援等を通じて、子育てに困難を抱える家庭を早期に把握し、身近な地域で継続的に支援する体制の充実が図られることとなりました。

○　さらに、一時保護施設の設備及び運営に関する基準の策定、児童相談所等による一時保護や入所措置等に当たってのこどもの意見聴取等の仕組みの整備、親子再統合支援事業、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業、妊産婦等生活援助事業等の創設・位置付けにより、こどもの権利擁護を図りながら、

こどもや家庭の状況に応じた専門的・継続的な支援を行うための基盤整備が進められています。

○　また、一時保護時の司法審査については、令和 7 年（2025 年）6 月から施行され、一時保護の必要性と適正性を確保し、こどもの安全確保と権利擁護の両立を図る仕組みが整備されました。児童虐待相談対応件数が高い水準で推移し、家庭が抱える課題が複雑化・複合化する中で、地域福祉の推進に当たっては、こども家庭センター、児童相談所、市町村、学校、医療機関、民生委員・児童委員、関係団体等が連携し、予防的支援から早期発見、保護、自立支援まで切れ目のない支援体制を構築していくことが求められています。

（7）こども・子育て施策

○　令和元年（2019 年）5 月に、子ども・子育て支援法の一部が改正されました。幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する 3 歳から 5 歳までの全てのこどもの利用料が、同年 10 月から無償化されました。また、0 歳から 2 歳までのこどもについても、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されました。

○　また、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることとし、そのための新たな司令塔として、令和 5 年（2023 年）4 月にこども家庭庁が創設されました。同時に、こどもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を定めた、こども基本法が施行されました。

○　このほか、令和元年（2019 年）6 月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、こどもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であることや、貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神に則り推進することが新たに明記されました。また、市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務が課されました。さらに、令和 6 年（2024 年）6 月に、同法が改正され、法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められたほか、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもが大人になるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう推進すること等が新たに明記されました。

○　令和 6 年（2024 年）6 月には、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が公布され、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を

着実に実施するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進等に必要な措置を講じることとされました。

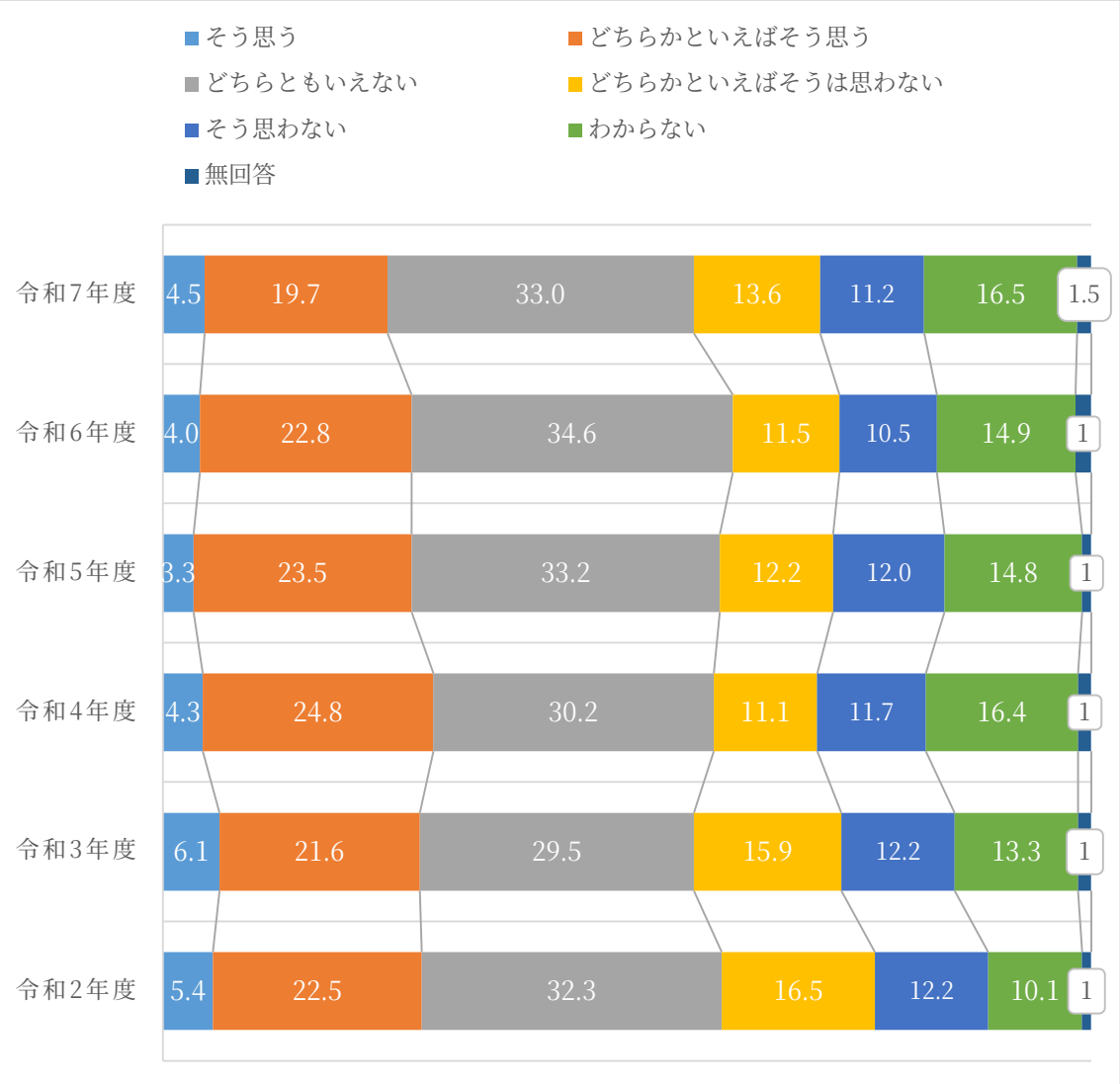
○　具体的には、児童手当について、支給対象を高校生年代まで拡大し、所得制限を撤廃するとともに、第 3 子以降の支給額の引上げや支払回数の見直しが行われました。また、妊婦のための支援給付の創設、妊婦等包括相談支援事業との一体的な支援、保育所等に通っていない満 3 歳未満のこどもが利用できる「こども誰でも通園制度」の創設、産後ケア事業の地域子ども・子育て支援事業への位置付けなどにより、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく支援する仕組みの充実が図られることとなりました。

○　さらに、児童扶養手当の第 3 子以降の加算額の引上げ、ヤングケアラーを国及び地方公共団体等によるこども・若者支援の対象として明記すること、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付の創設等により、こどもや若者、子育て家庭を社会全体で支えるための制度整備が進められています。地域福祉の推進に当たっても、こどもや子育て家庭が抱える課題を早期に把握し、子育て支援、母子保健、教育、生活困窮者支援、ひとり親家庭支援、ヤングケアラー支援等の関係機関が連携し、身近な地域で包括的・継続的に支援する体制を充実させていくことが求められています。

５　県民の意識・活動状況

○　令和７年度（2025 年度）「第６９回県政に関する世論調査※」において、安心して暮らせる地域社会づくりについて尋ねたところ、「そう思う」（4.5%）と「どちらかといえばそう思う」（19.7%）を合わせた『そう思う』は 24.2%となっています。一方、「どちらかといえばそう思わない」（13.6%）と「そう思わない」（11.2%）を合わせた『そう思わない』は 24.8%となっています。（図５０）

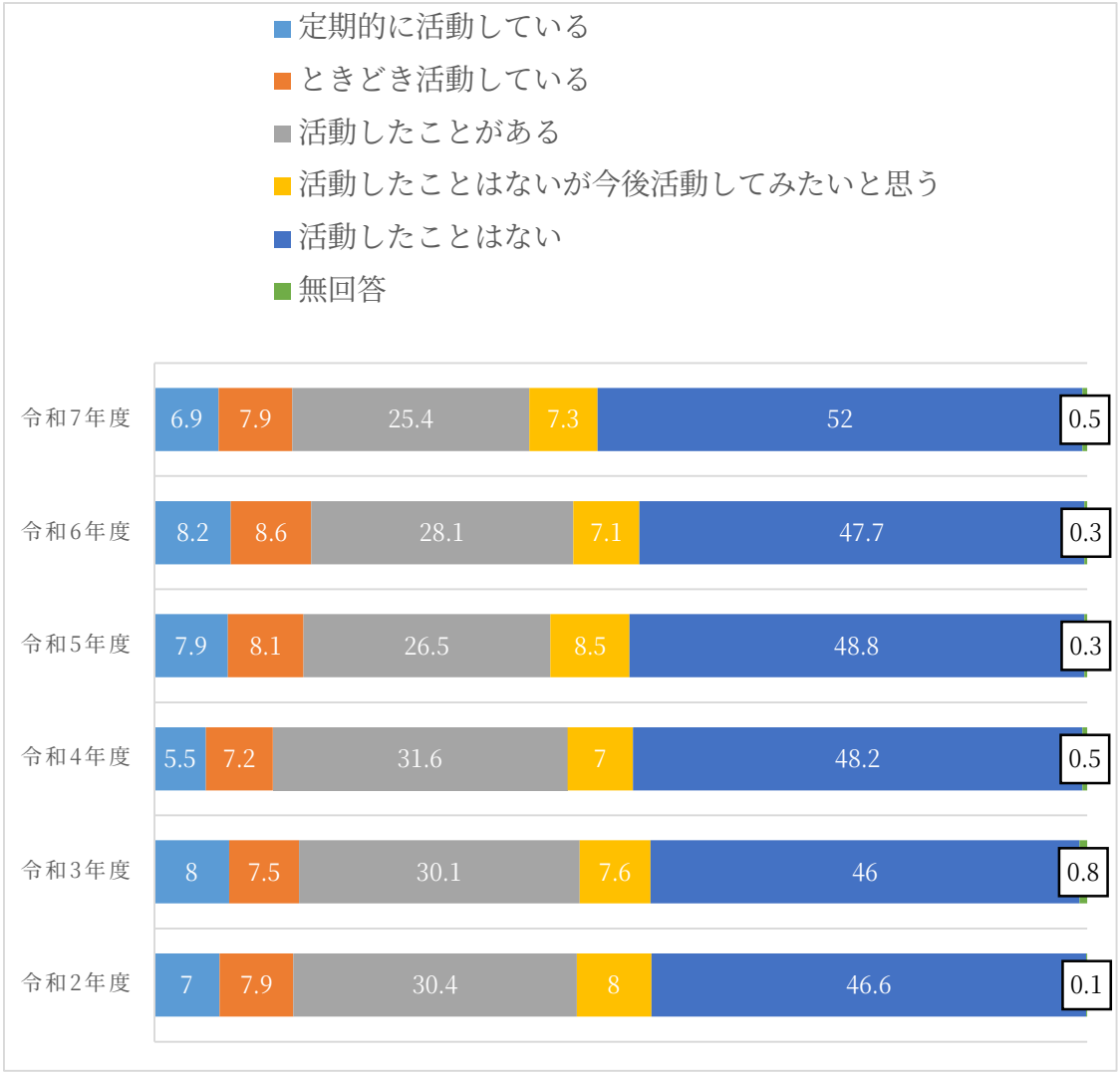
（図５０）「県政に関する世論調査」結果
問：あなたは地域住民が互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会づくりが進められていると思いますか。



資料：千葉県「県政に関する世論調査」

○　ボランティア活動経験についての質問では、「定期的に活動している」「ときどき活動している」「活動したことがある」を合わせた『活動したことがある（計）』は 40.2%でした。（図５１）

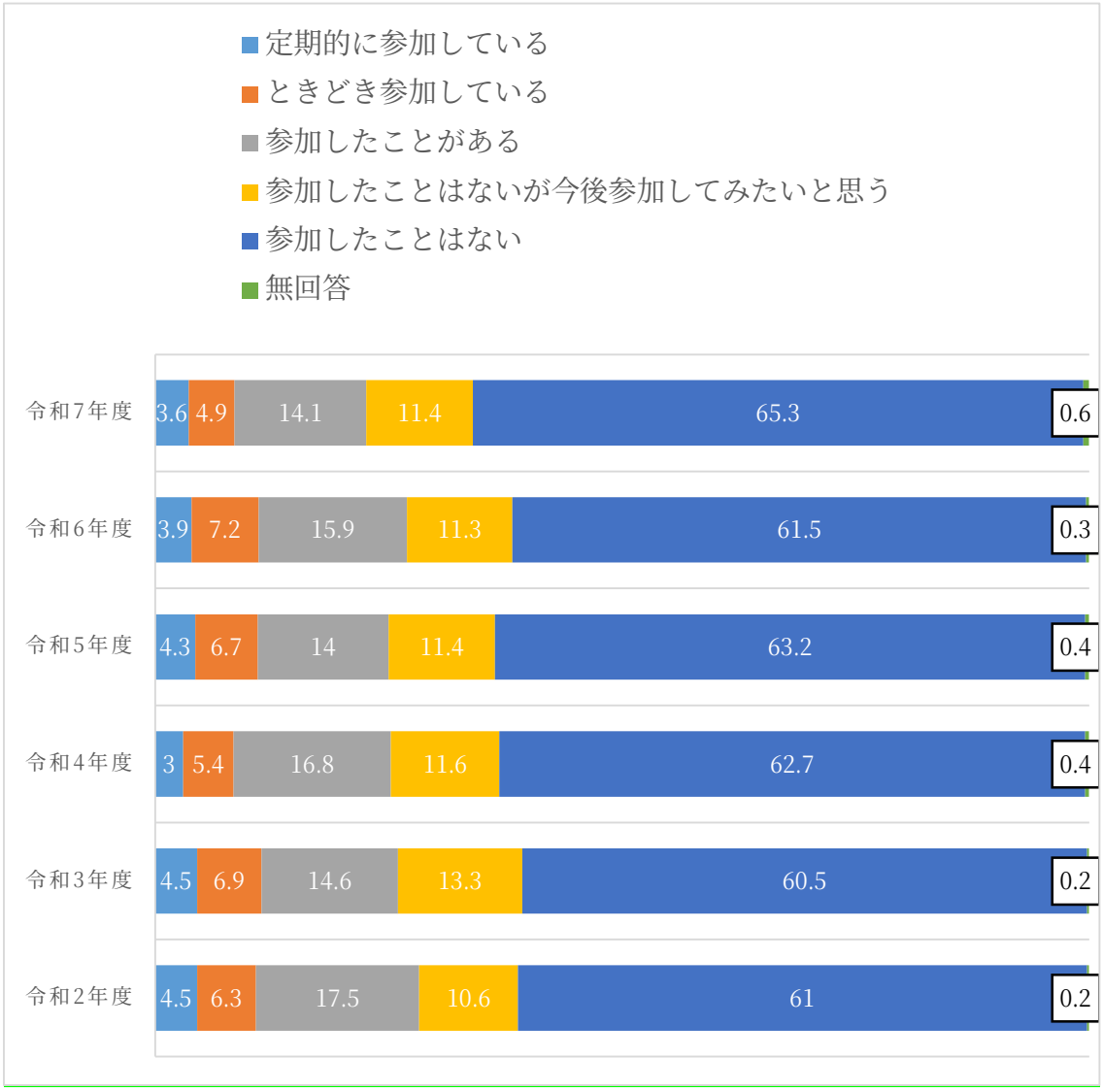
（図５１）「県政に関する世論調査」結果
問：あなたはボランティアとして活動したことがありますか。



資料：千葉県「県政に関する世論調査」
（注）「ボランティア活動」とは、市民の自発性に基づき地域や社会に貢献する活動（町会・自治会の活動、PTA 活動や学校行事の手伝い、こども会の活動、交通安全運動、道路や公園等の清掃なども含む）のことであり、市民活動団体※が行うボランティア活動への参加のみならず、個人として行うものを含むボランティア活動全般を指します。

○　市民活動団体の活動への参加経験についての質問では、「定期的に参加している」「ときどき参加したことがある」「参加したことがある」を合わせた『参加したことがある（計）』は 22.7%となっています。（図５２）

（図５２）「県政に関する世論調査」結果
問：市民活動団体の活動に参加したことがありますか。



資料：千葉県「県政に関する世論調査」

６　市町村地域福祉計画の策定状況等

＜地域福祉計画の策定状況＞

地域福祉計画を策定している市町村は、令和７年４月１日時点で 54 市町村中 44 市町村であり、策定率は 81.5%となっています。また、市部の策定率は 94.6%、町村部の策定率は 52.9%です。（表１０）

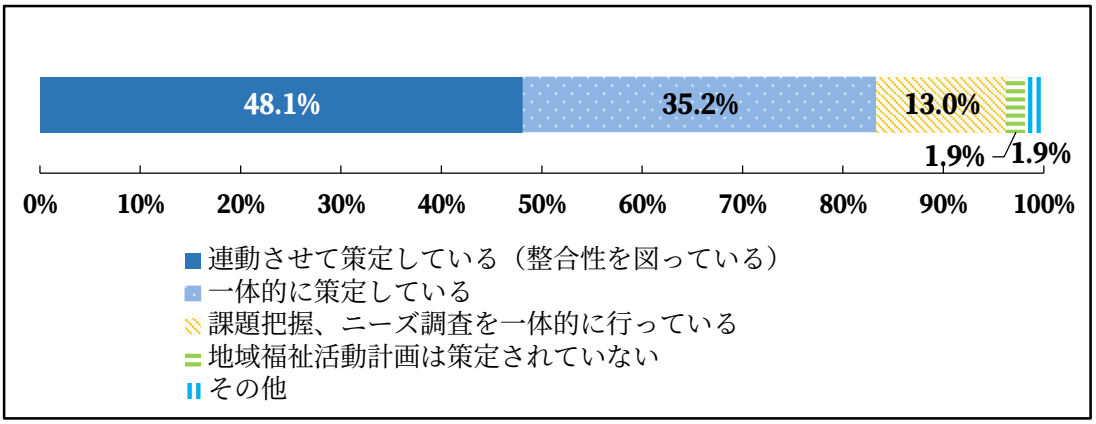
民間組織・団体の地域福祉活動に関する計画（例：社会福祉協議会が策定している地域福祉活動計画）との関係については、「連動させて策定している（整合性を図っている）」又は「一体的に策定している」と回答した市町村が 83.3%を占めています。（図５３）

（表１０）本県における地域福祉計画の策定状況

	策定済み	策定予定	未策定	本県策定率	全国策定率
市	35	2	0	94.6%	97.2%
町村	9	1	7	52.9%	81.0%
全県	44	3	7	81.5%	88.6%

資料：厚生労働省調査「市町村地域福祉計画策定状況等調査（令和７年（2025 年）４月１日時点）」

（図５３）地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係



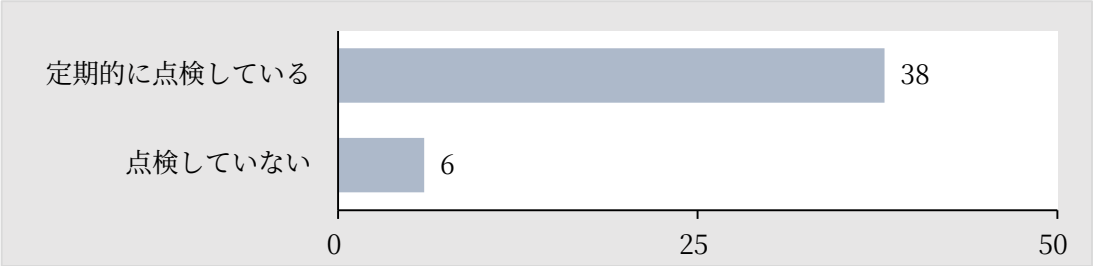
資料：厚生労働省調査「市町村地域福祉計画策定状況等調査（令和７年（2025 年）４月１日時点）」

＜地域福祉計画の進行管理＞

地域福祉計画を策定している 44 市町村のうち、38 市町村が計画の実施状況について定期的な点検を行っています。一方、6 市町村では定期的な点検を行っていません。（図５４）

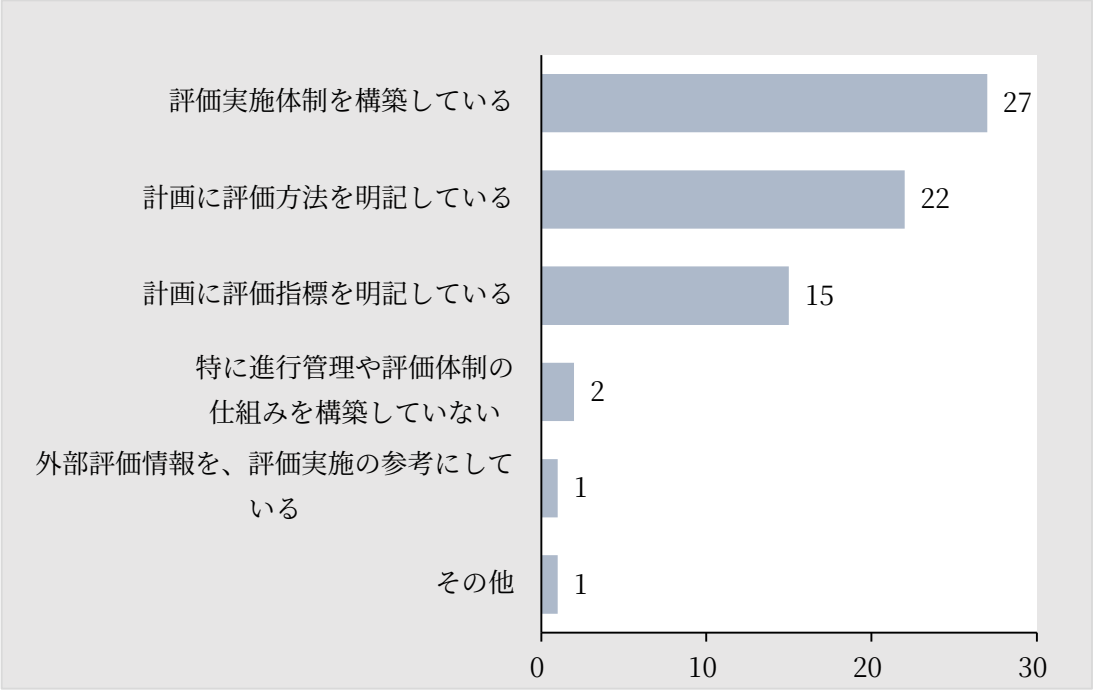
また、評価体制については、「評価実施体制を構築している」とする市町村が最も多く、次いで「計画に評価方法を明記している」、「計画に評価指標を明記している」となっています。（図５５）

（図５４）地域福祉計画の点検状況（策定済市町村）



資料：厚生労働省調査「市町村地域福祉計画策定状況等調査（令和 7 年（2025 年）4 月 1 日時点）」

（図５５）地域福祉計画の評価体制（定期的に点検している市町村・複数回答）

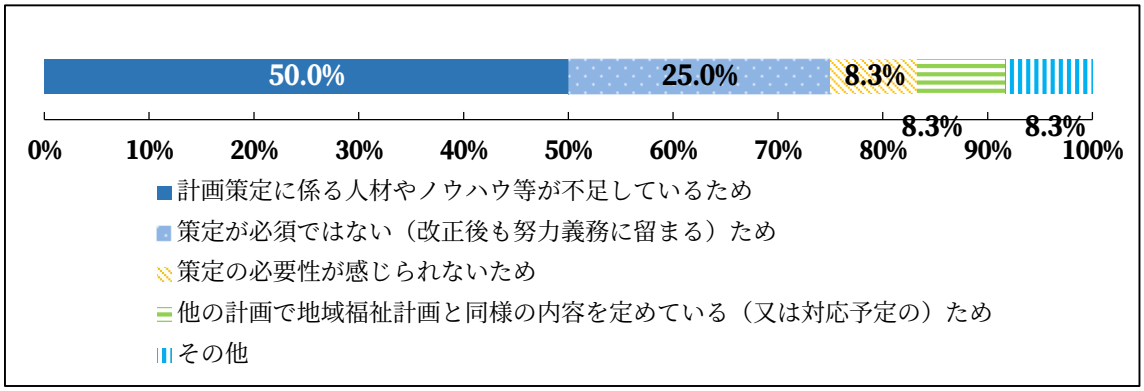


資料：厚生労働省調査「市町村地域福祉計画策定状況等調査（令和 7 年（2025 年）4 月 1 日時点）」

＜地域福祉計画の未策定の理由＞

未策定の町村（7 町村）における未策定の理由としては、「計画策定に係る人材やノウハウ等が不足しているため」が最も多く、次いで「策定が必須ではない（改正後も努力義務に留まる）ため」となっています。（図５６）

（図５６）地域福祉計画の未策定の理由（策定未定の町村・複数回答）

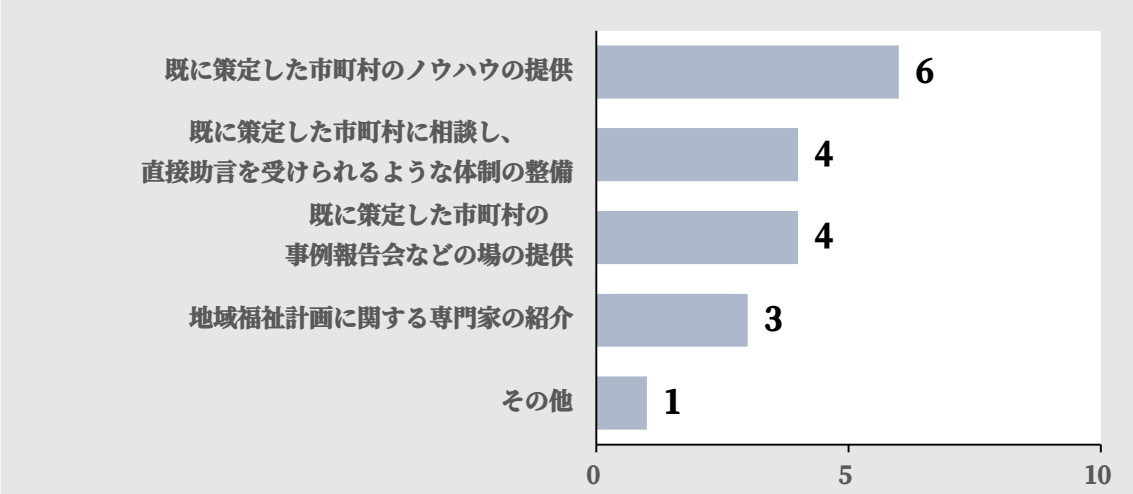


資料：厚生労働省調査「市町村地域福祉計画策定状況等調査（令和 7 年（2025 年）4 月 1 日時点）」

＜地域福祉計画策定のための支援策＞

未策定の町村（7 町村）が求める支援策としては、「既に策定した自治体のノウハウの提供」が最も多く、次いで「既に策定した市町村に相談し、直接助言を受けられるような体制の整備」及び「既に策定した市町村の事例報告会などの場の提供」が挙げられています。（図５７）

（図５７）地域福祉計画策定のための支援策（策定未定の市町村・複数回答）



資料：厚生労働省調査「市町村地域福祉計画策定状況等調査（令和 7 年（2025 年）4 月 1 日時点）」

７　市町村実態調査結果

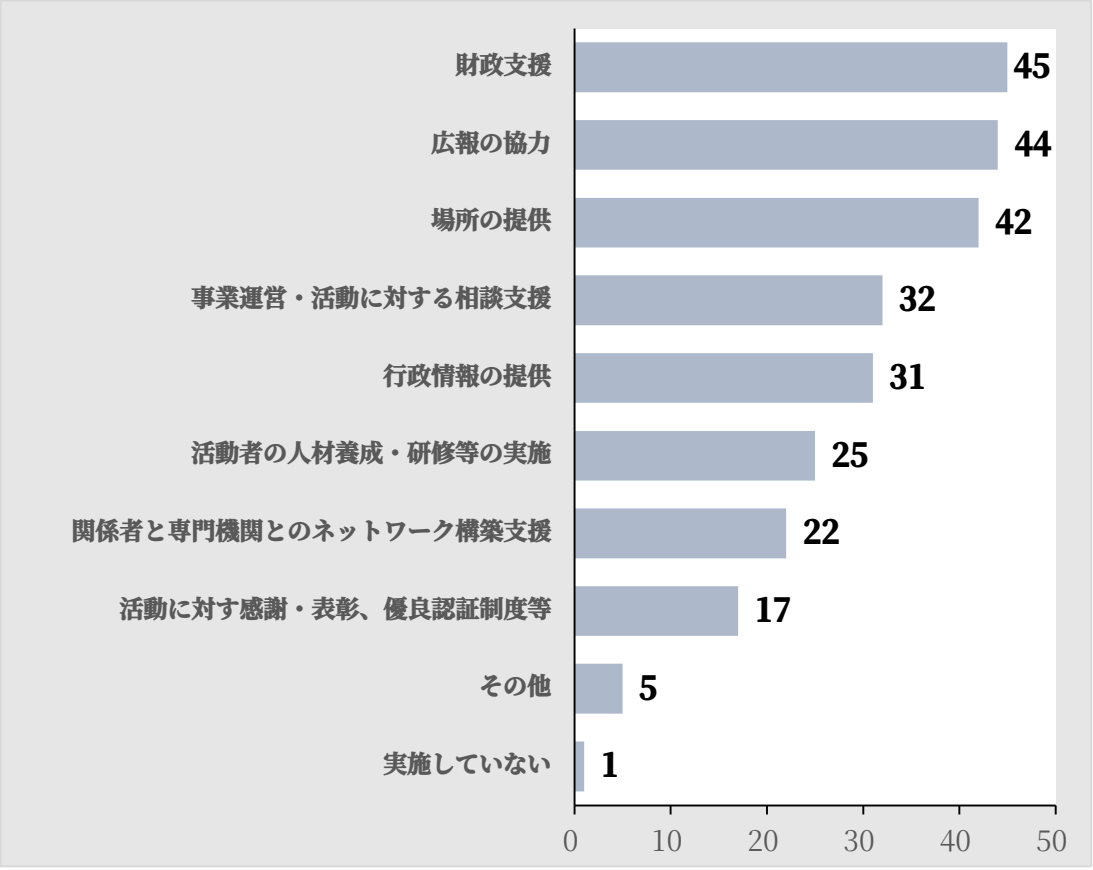
○　第五次千葉県地域福祉支援計画の策定に当たり、県内市町村における地域福祉に係る取組や課題等を把握するため、市町村実態調査を実施しました。
主な調査結果の概要は次のとおりです。

調査対象　県内 54 市町村
調査方法　ちば電子申請サービスによる調査・回答
調査期間　令和 8 年 6 月 16 日～7 月 7 日

①地域福祉の場の促進、担い手づくりについて

（ア）「居場所」に関する各サービスに対する支援
市町村では、ＮＰＯやボランティア団体等が実施している「居場所」に対し、財政支援（45 市町村）、広報の協力（44 市町村）、場所の提供（42 市町村）などの支援を実施しています。（図５８）

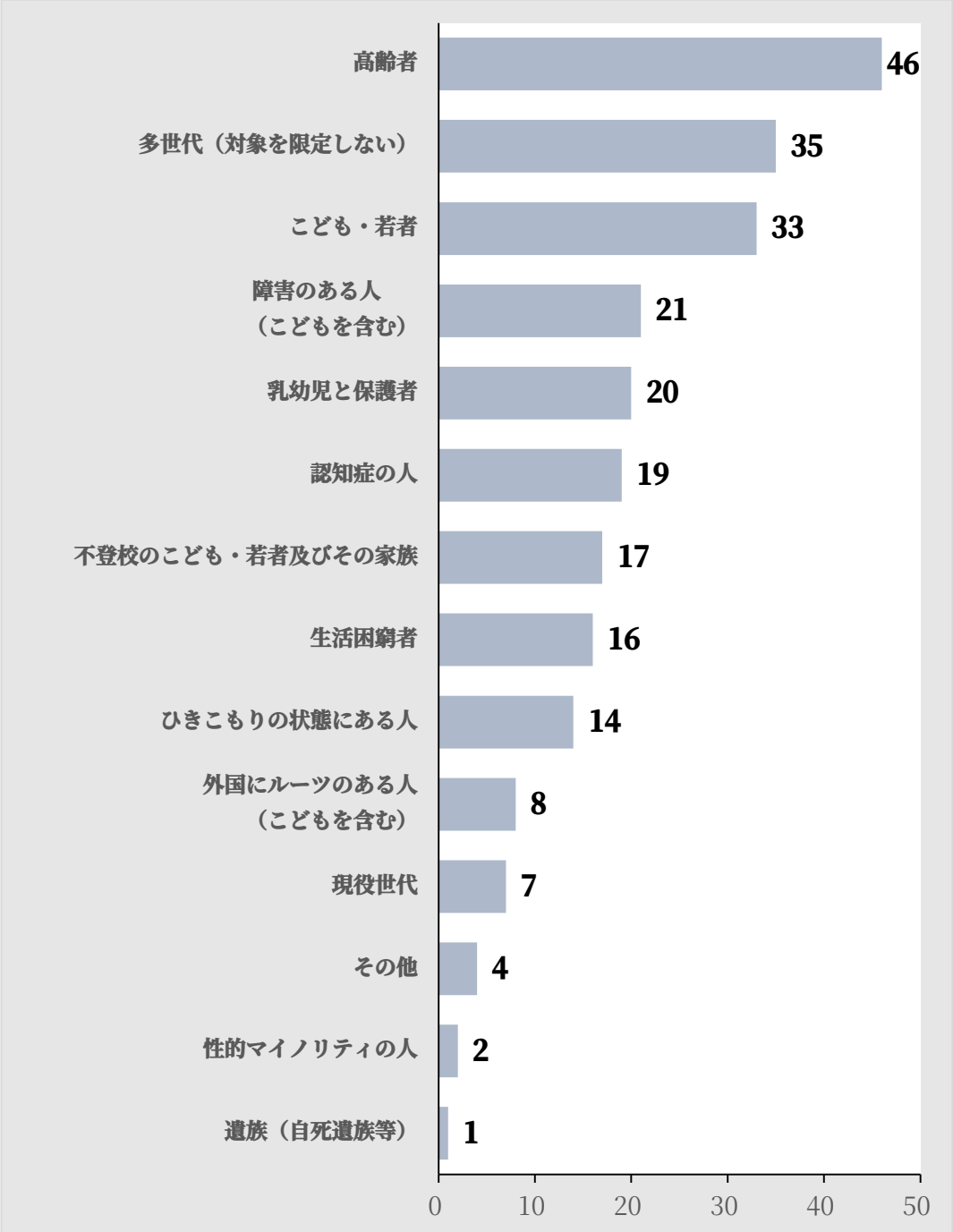
（図５８）「居場所」に関する各サービスに対する支援（市町村数：複数回答、市町村社協・ＮＰＯ等への委託事業を含む）



＜「居場所」に係る主な利用者層＞

市町村が支援している「居場所」の主な利用者層については、高齢者（46市町村）、多世代（35市町村）、こども・若者（33市町村）が多くなっています。（図５９）

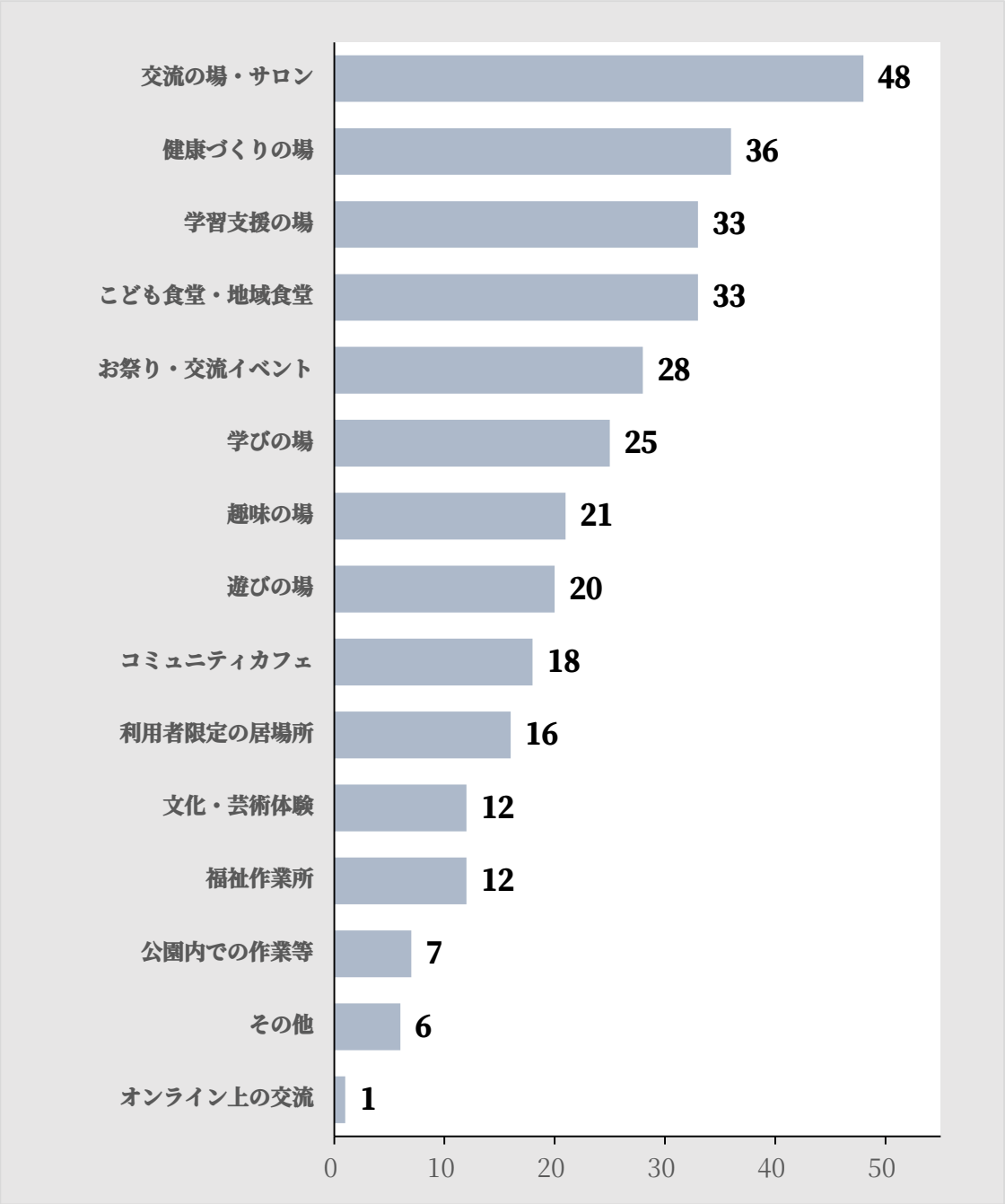
（図５９）「居場所」に係る主な利用者層（市町村数：複数回答）



＜「居場所」に係る活動内容等＞

市町村が支援している「居場所」の活動内容等については、交流の場・サロン（48 市町村）、健康づくりの場（36 市町村）、学習支援の場（33 市町村）及びこども食堂・地域食堂（33 市町村）が多くなっています。（図６０）

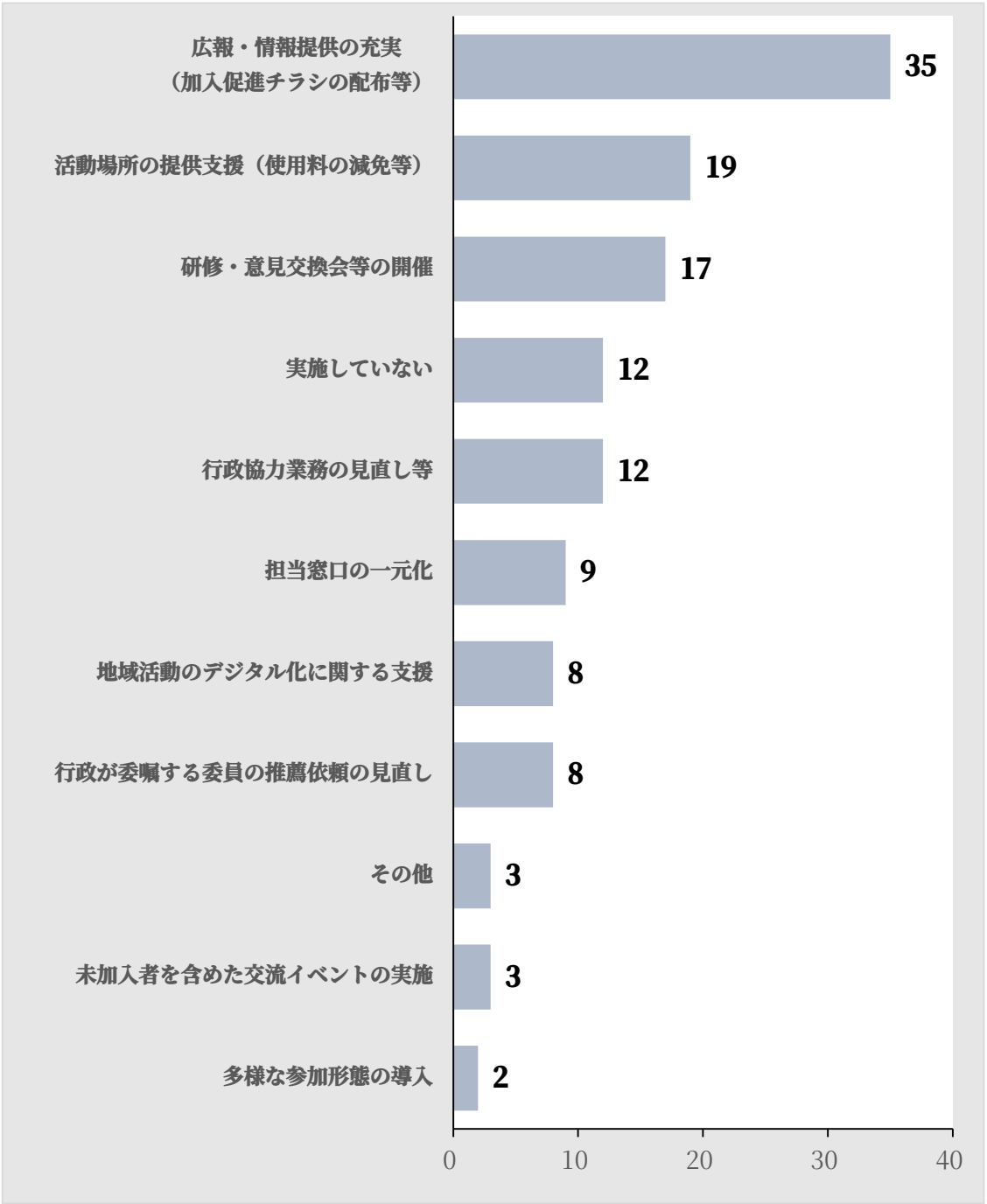
（図６０）「居場所」に係る活動内容等（市町村数：複数回答）



（イ）自治会・町内会への参加促進

市町村では、自治会・町内会への参加促進として、広報・情報提供の充実（35 市町村）、活動場所の提供支援（19 市町村）、研修・意見交換会等の開催（17 市町村）などの取組を実施しています。（図６１）

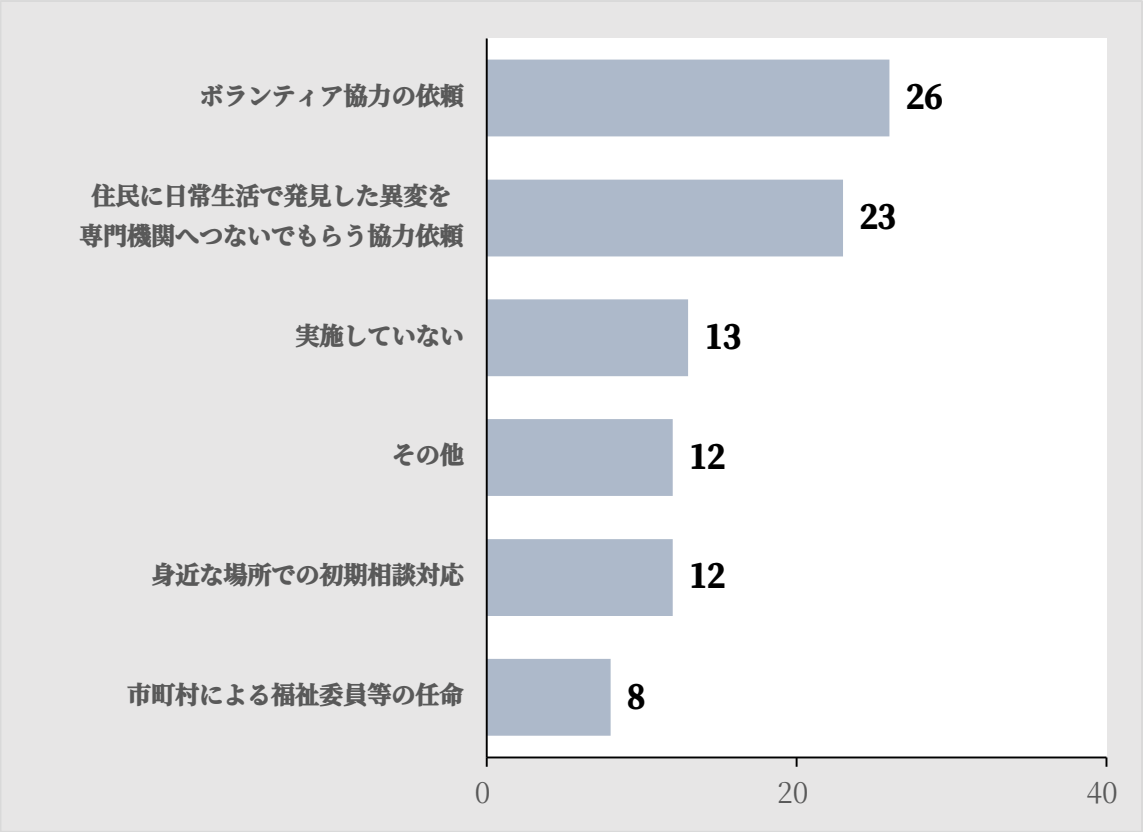
（図６１）自治会・町内会への参加促進（市町村数：複数回答）



（ウ）地域福祉活動の担い手として活動してもらうためのきっかけづくり

市町村では、地域福祉活動の担い手として活動してもらうためのきっかけづくりとして、「ボランティア協力の依頼」（33 市町村）や「住民に日常生活で発見した異変を専門機関へつないでもらう協力依頼」（19 市町村）などの取組を実施しています。（図６２）

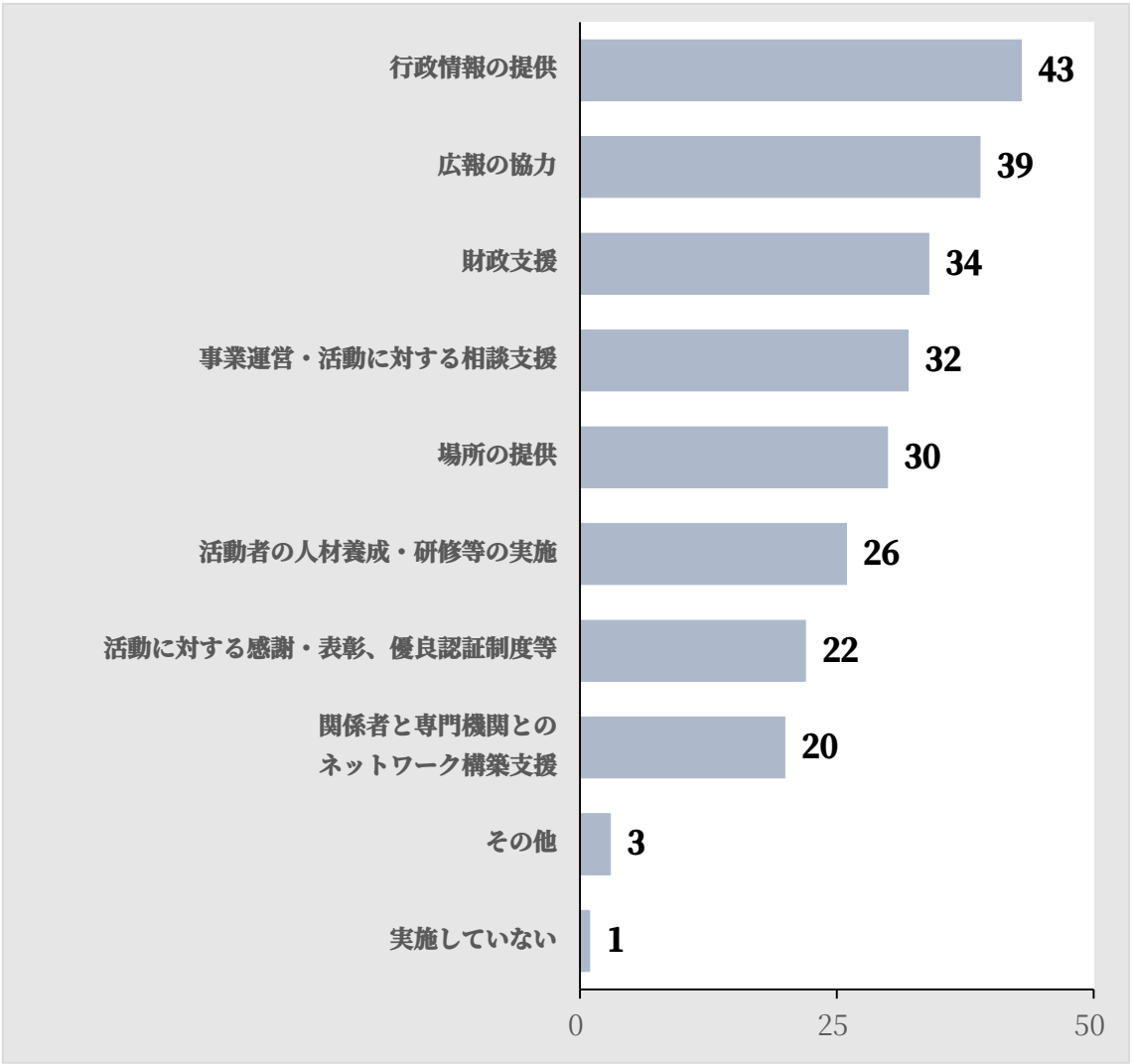
（図６２）地域福祉活動への参加のきっかけづくり（市町村数・複数回答）



（エ）ＮＰＯ・ボランティア・自治会等への支援

市町村では、ＮＰＯ・ボランティア・自治会等に対して、行政情報の提供（43 市町村）や広報の協力（39 市町村）、財政支援（34 市町村）などの支援を実施しています。（図６３）

（図６３）ＮＰＯ・ボランティア・自治会等への支援（市町村数：複数回答）

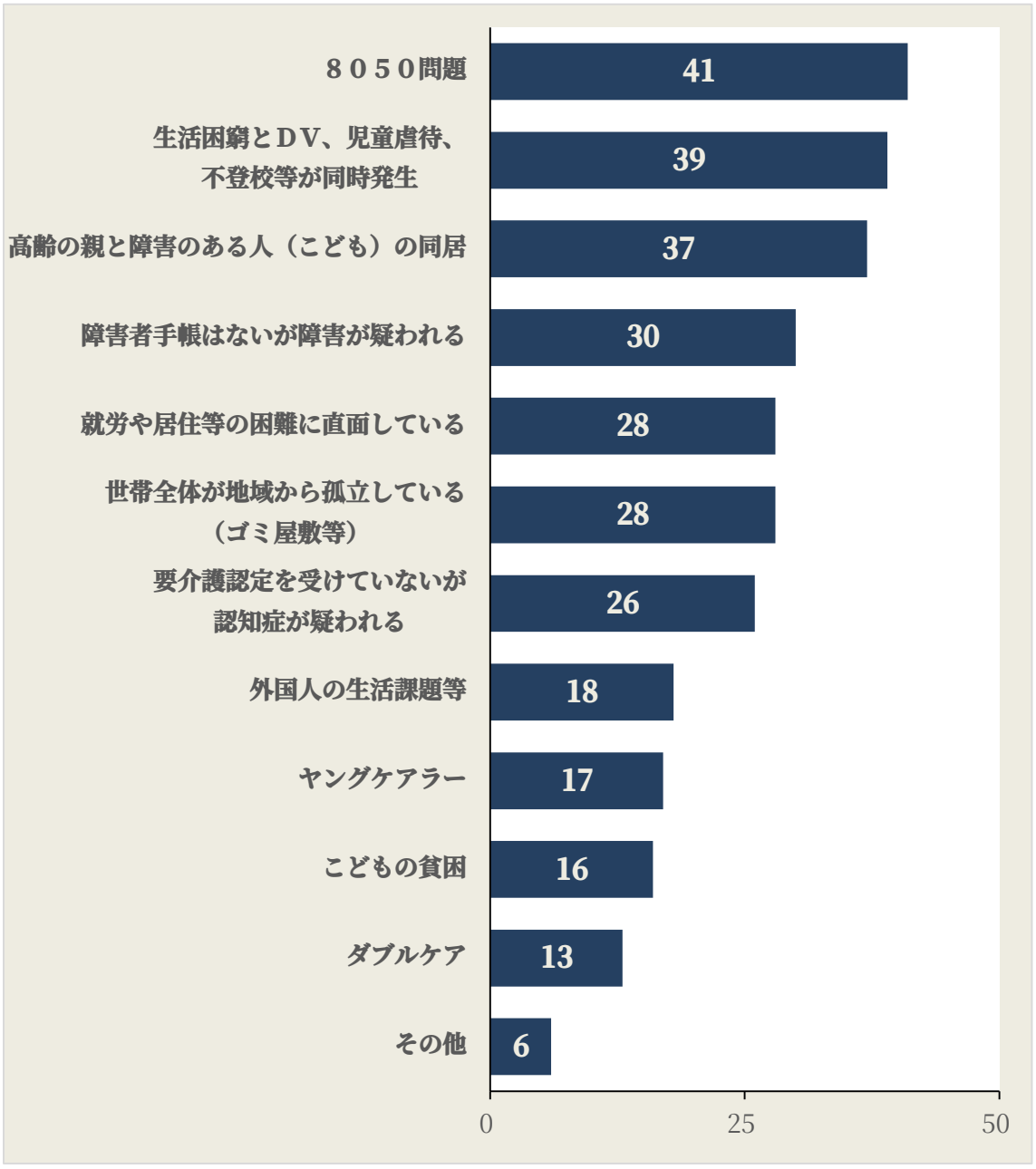


②地域福祉に関する課題等について

（ア）相談が増加している複合課題

相談が増加している複合課題としては、いわゆる「8050 問題（高齢の親と無業状態等にある 50 代の子が同居する世帯）」、「生活困窮とＤＶ、児童虐待、不登校等が同時発生」、「高齢の親と障害のある人（こども）の同居」、「障害者手帳はないが障害が疑われる」などの回答が多く挙げられています。（図６４）

（図６４）相談が増加している複合課題の内容（市町村数：複数回答）



（イ）地域福祉に関する課題

地域福祉を進める上での課題（１市町村当たり最大５項目選択）としては、以下の順位となっています。（表１１）

（表１１）地域福祉に関する課題

1	地域福祉の担い手や福祉人材の不足・高齢化等	88.9%（48/54）
2	複合的な課題を抱える人や制度の狭間にいる人への支援	64.8%（35/54）
3	住民同士のつながりや地域コミュニティの希薄化、地域における支え合い機能の脆弱化	51.9%（28/54）
4	包括的な相談支援体制の構築	42.6%（23/54）
5	頼れる身寄りがいない高齢者等への対応	38.9%（21/54）
6	孤独・孤立の状態にある人への支援、孤独・孤立を予防する地域づくり	37.0%（20/54）
7	災害に備えた福祉的支援体制の整備	31.5%（17/54）
8	地域住民等と行政との協働による地域生活課題の解決 体制の構築、福祉以外分野との連携・協働	24.1%（13/54）
9	生活困窮者等に対する自立支援	16.7%（9/54）
9	こども、高齢者、障害者等に対する虐待防止対策	16.7%（9/54）
11	地域共生の意識の醸成や福祉教育の推進、福祉とまちづくりの一体的な推進	14.8%（8/54）
12	相談窓口や支援情報の周知・発信	13.0%（7/54）
12	成年後見制度の利用促進、権利擁護支援の推進	13.0%（7/54）
14	その他	7.4%（4/54）
15	住民参加の促進	5.6%（3/54）

（ウ）地域福祉を進める上で、現在重視している取組

地域福祉を進める上で、現在重視している取組（1 市町村当たり最大 5 項目選択）としては、以下の順位となっています。（表１２）

（表１２）地域福祉を進める上で、現在重視している取組

1	包括的な相談支援体制の構築	59.3%（32/54）
2	複合的な課題を抱える人や制度の狭間にいる人への支援	50.0%（27/54）
3	災害に備えた福祉的支援体制の整備	37.0%（20/54）
4	地域福祉を担う住民の育成・組織づくり、地域の多様な　活動の推進	33.3%（18/54）
5	地域住民等と行政との協働による地域生活課題の解決　体制の構築	27.8%（15/54）
5	福祉人材の確保・育成・定着	27.8%（15/54）
7	地域住民等が集う場・拠点づくりの促進、住民参加の　　促進	27.8%（15/54）
7	頼れる身寄りがいない高齢者等への対応	27.8%（15/54）
9	生活困窮者等に対する自立支援	25.9%（14/54）
10	相談窓口や支援情報の周知・発信	24.1%（13/54）
11	福祉以外分野との連携・協働の強化	22.2%（12/54）
11	こども、高齢者、障害者等に対する虐待防止対策	22.2%（12/54）
13	成年後見制度の利用促進、権利擁護支援の推進	20.4%（11/54）
14	地域共生の意識の醸成や福祉教育の推進、福祉とまちづくりの一体的な推進	16.7%（9/54）
15	その他	7.4%（4/54）

③県に対する要望、意見等について

（ア）県に重点的、積極的な取組を期待する施策等

県に期待する施策等（1 市町村当たり最大 5 項目選択）は、以下の順位となっています。（表１３）

（表１３）県に重点的、積極的な取組を期待する施策等

1	福祉人材の確保・育成・定着	64.8%（35/54）
2	複合的な課題を抱える人や制度の狭間にいる人への支援	53.7%（29/54）
3	地域福祉を担う住民の育成・組織づくり、地域の多様な活動の推進	38.9%（21/54）
4	災害に備えた福祉的支援体制の推進	37.0%（20/54）
5	頼れる身寄りがいない高齢者等への対応に係る支援	35.2%（19/54）
6	包括的な相談支援体制の構築促進	29.6%（16/54）
7	生活困窮者等の自立支援の推進	25.9%（14/54）
8	地域共生の意識の醸成や福祉教育の推進、福祉とまちづくりの一体的な推進	24.1%（13/54）
9	地域住民等と行政との協働による地域生活課題の解決体制の構築への支援	22.2%（12/54）
10	こども、高齢者、障害者等に対する虐待防止対策	20.4%（11/54）
11	福祉以外分野との連携・協働の強化	18.5%（10/54）
11	福祉サービスや支援策等の情報提供	18.5%（10/54）
13	その他	13.0%（7/54）
14	権利擁護の推進	7.4%（4/54）
14	福祉従事者に対する研修体制の整備等	7.4%（4/54）
16	地域福祉の場、拠点づくりの促進	5.6%（3/54）

（イ）県地域福祉支援計画に期待すること、地域福祉の推進に必要な支援策等に関する意見

県地域福祉支援計画に期待すること、地域福祉の推進に必要な支援策等について、次のような意見等が寄せられています。
（文章は一部加工しています。）

・　児童相談所の体制整備や対応専門職の増員を望む。
・　中核地域生活支援センターについて、制度の狭間にいる人への支援等における重要な役割を踏まえ、継続設置及び支援体制の充実を望む。
・　地域の高齢者の孤立化防止に重要な役割を果たす老人クラブに対する支援の充実や、国による財政支援制度の充実を望む。
・　障がい福祉分野において、地域資源や福祉人材の不足が課題であり、その確保に向けた更なる取組を期待する。
・　少子高齢化や核家族化が急速に進行しているほか、価値観も多様化しており、課題が複雑化している。近年は、地域や血縁で助け合うという意識も薄れている。地域福祉の推進には住民の主体的参加が不可欠であり、住民の意識改革が進む施策等を望む。
・　地域福祉の担い手の一つである地域住民のネットワークについて、地縁に基づく旧来のネットワークを活用し、それに相乗りする形で形成されているが、高齢化率が高く人口減少が進む自治体では、その維持・形成が難しくなっている。過疎地域等において、人口減少等によりコミュニティの力が弱まる中、自治体による支援の在り方について検討を望む。
・　市町村の地域福祉活動に関する情報発信への支援や、地域福祉推進に向けた伴走型支援の充実を望む。
・　人的・財政的基盤が脆弱な町村に対する重点的な支援を望む。